

令和元年 7 月 24 日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	8
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
閉 会	7 2



秩広組告示第4号

令和元年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年7月17日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和元年7月24日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室



令和元年7月24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会





## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和元年7月24日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第12号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
- 第 7 議案第13号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	高野宏	議員
5番	大久保進	議員	6番	松澤一雄	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	浅見裕彦	議員
11番	宮原睦夫	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	14番	染野光谷	議員
15番	岩田和幸	議員	16番	加藤喜一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
関根健夫	会計管理者
小林幸一	消防長
坂本峰男	総務課長兼 調整危機管理 防災監
加藤猛	水道局長
内山昭男	事務局長兼 保健課長 福祉課長 会計課長
柳井戸直樹	事務局長兼 管理課長

関	河	幹	男	消防本部 次長兼 消防署長
町	田		進	専門員兼 総務課長
中	畦	立	男	専門員兼 予防課長
柴	岡	康	夫	水道局 次長兼 工務課長
富	田	豊	彦	水道局 次長兼 契約検査 課長
田	村	政	雄	水道局 技監
大	濱	弘	一	専門員兼 皆野・瀨 長事務所 長
野	澤	好	博	業務課長
古	屋敷	光	芳	経営企画 課長
新	井	伴	明	浄水課長
中	村		智	吉田 事務所 長
千	島		武	大滝・川 荒事務所 長
町	田	一	生	横瀬 事務所 長
高	橋		豊	小鹿野 事務所 長

職務のため出席した事務職員

柳	井戸	直	樹	書記長
岩	田		聡	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

**議長（宮原睦夫議員）** 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**議長（宮原睦夫議員）** 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

2番 山 中 進 議員

3番 黒 澤 秀 之 議員

4番 高 野 宏 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から建設改良費の繰越額、継続費逐次繰越額、継続費の精算及び平成30年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率について、それぞれ報告がありました。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたから、

ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

**町田靖夫監査委員** 監査委員の町田でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しました例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計、歳入歳出外現金並びに水道事業会計のいずれも現金出納簿の各月末残高は、検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、歳計現金は、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、本年5月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金の残高は6億4,726万9,015円、また水道事業会計の残高は43億6,655万9,364円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（宮原睦夫議員）** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

**議長（宮原睦夫議員）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 議員の皆さん、おはようございます。宮原議長様からお許しをいただきましたので、一言、私、管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

今年ですが、このようにはっきりしない日が続いておまして、梅雨が長いということで日照不足、そして農作物への影響が心配されるところでもございます。反面、現時点での水不足の不安はないということとなります。関東地方においても今週梅雨明けといった報道もありますが、どうなることやらと思いますが、いずれにしましても梅雨が明けますと暑い夏となります。いよいよ祭り等々、夏の行事もめじろ押しかと思えます。議員各位におかれましても、何かとお忙しいとは存じ

ますが、お体をご慈愛いただき、ご活躍いただきたいと存じます。

また、平成30年の秩父消防署管内における救助発生件数を、きょう皆様にお知らせしたいと思えます。水難事故ですが、これが14件あり、そして山の事故、山岳事故、これが37件でございます。特に水難事故は、何ととっても7月から9月に集中しているということで、秩父消防署におきましても水難救助訓練、山岳救助訓練をこの14件とか37件に対しまして発生しないようにということで訓練を重ねておりますが、県警とも連携して啓発活動も行っていき、引き続き来る人、住む人が楽しめるよう対応してまいりたいと存じます。議員各位におかれましてもご理解、またご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の概要に入らせていただきます。本日7月定例会に審議していただきます議案ですが、全部で4件でございます。お手元の議案書のとおりでございますが、その内容を簡単に申し上げますと、議案第12号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてですが、これは地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づきまして、議会の認定と議決を得たいために提出するものでございます。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例ですが、これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、該当する危険物施設の設置申請に対する審査手数料を改めたいものでございます。

議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）ですが、これは主なものとして、予算繰り越しに伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上や建設改良工事の追加計上等により補正を行いたいものでございます。

議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてですが、委員の任期満了に伴いまして後任の委員を議会の同意をいただき選任したいものでございます。

以上、本日提出いたします議案4件の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、この後、担当の者からそれぞれ説明を行います。十分ご審議をいただき、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。議員各位におかれましては公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分留意をしていただき、ご健勝でご活躍いただきますようご祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。では、7月議会、よろしくお願いをいたします。

#### ○一般質問

**議長（宮原睦夫議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

(3番 黒澤秀之議員登壇)

**3番(黒澤秀之議員)** 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、お忙しい中、議場にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。3番、秩父市議会、黒澤でございます。本日も秩父に住む全ての人が幸せに暮らすことができるまちを実現するために、一般質問頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。まず初めに、議長のお許しを得まして、今回もという表現になりますけれども、皆様のお手元に一般質問の要旨をわかりやすくするために補足資料をお配りしておりますけれども、傍聴の皆様もお持ちでしょうか。

それでは、一般質問に入りたいというふうに思いますけれども、今回の一般質問では秩父広域市町村圏組合におけるごみ処理につきまして伺いたいと思います。私たちは、日常生活を送りながら多くの廃棄物を排出させております。この廃棄物を適正に処理し、減量化、有効活用を進めることは、自然界から搾取する資源を減らし、自然界への負荷を減らすことにつながります。今ある環境を保全し、後の世代に引き継いでいくためにも、廃棄物を資源として生かし、未来につながる環境型社会を目指していく必要があります。この一節は、平成28年の3月発行、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画における上田知事の言葉であります。我々が住むこの秩父地域は、森林豊かに、そして水清らかなすばらしい自然環境の中にあります。このすばらしい秩父の自然環境を後世に伝えていくことは、今を生きる私たちの使命であると言っても過言ではありません。そのような中、人が生活を営む上でどうしても発生させてしまう廃棄物、ごみの問題については、避けて通ることができません。今回の一般質問においては、この廃棄物、ごみの処理について、現状どのようになっているのか、そして今後どのようにしていくのかをお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど冒頭議長のお許しを得まして補足資料をお配りした旨をお話ししましたが、一般質問行方に当たりまして、まずこの秩父地域1市4町のごみ発生量がどのような状況であるのか。これまでの取り組みと成果はどのような状況であったのかを、改めて皆さんにお配りをいたしました資料をもとに、現状を共有化、まずはしたいというふうに思います。めくっていただきまして、このグラフ6つありますけれども、環境省ホームページに掲載されております廃棄物処理技術情報のうち、一般廃棄物処理実態調査結果データを年度ごとに抜粋し、私がグラフ化したものでございます。全国の都道府県、市町村の廃棄物データが集約されたデータであります。このグラフでは、平成20年度から平成29年度までの10年間における住民1人1日当たりのごみ排出量について、各市町における傾向を探ることができます。

ちなみに、ごみの排出量につきましては、生活系のごみと事業系のごみに分類して提示をしてお

ります。まず、上段の3つのグラフですが、住民1人1日当たりのごみ排出量でありまして、各折れ線グラフが各市町の排出量の推移をあらわしております。上段の左のグラフが、生活系ごみと事業系ごみの排出量合計の推移、真ん中のグラフが集団回収量を含む生活系ごみの推移で、右のグラフが事業系ごみの推移であります。各市町のごみの排出量推移がわかると思いますが、薄水色に塗られた領域ですね、これが埼玉県内の市町村の排出量平均値推移となっております。ですから、薄水色の中にプロットされているものは、埼玉県内市町村平均値より低い排出量ということになります。

それぞれのグラフ、簡単にですけれども、説明させていただきます。上段左のグラフで一番上をはっているのが、赤い丸、これは秩父市になります。この10年間、埼玉県市町村平均の排出量を下回ったことが全くございません。そして、減る傾向にもないと。そして、2番目が皆野町、青のひし形ですね。平成26年度を境に急激に大幅に減少している。ほかの3町につきましては、年度ごとの変化はあるものの、埼玉県内各市町村平均値以下で推移をしているのですけれども、県の平均が下がっているのとは比べますと余り変わっていないという状況であります。そして、真ん中のグラフですけれども、これが生活系ごみ排出量ですね。おおむねどの市町村も平均値以下でありますけれども、先ほどもお話ししたとおり、埼玉県下市町村は減少傾向にあるのですけれども、1市4町についてはほとんど変わらないという状況であります。そして、上段右のグラフが事業系ごみ排出量の推移でございます。一番高目というか一番上にあるのが、先ほどと同じ秩父市で、赤丸、赤い折れ線グラフですね。これも同じように10年間下回ったことがございません。そして、皆野町については、26年度を境に急激に事業系ごみについては減少している。小鹿野町、これ茶色の四角ですけれども、これも26年度を境に、これは逆に高どまりをしております。ほかの2つの町につきましては、平成26年度をピークとしておりますけれども、余り変化がないという状況であります。ここで先ほど平成26年度をピークにという話が数点出ましたけれども、ここがなぜピークかというの、おわかりでしょうかね。26年にあった大雪被害によりまして、ここは急激に廃棄物を排出しているという状況であります。

次に、下側の3つのグラフでありますけれども、これは埼玉県内市町村における排出量ランキングであります。グラフのプロット点が低いほど、埼玉県内市町村における順位がよいことをあらわしております。高いほど悪い。ちなみに、平成20年度につきましては、70市町村ありました。そして、21年度については64市町村、22年度からは現在の63市町村になっております。このランキングにつきましては、ある意味ちょっと言い方は悪いのですけれども、各市町のごみ削減に向けた施策の通信簿です。各市町がごみ削減に取り組んだ結果が、この市町村ランキングにあらわれますので、通信簿という意味合いを持って見ていただければと思います。

また、ちょっと簡単に説明しますけれども、下段、左のグラフですけれども、また最上位を占めて全く変わっていないのが、そしてワースト5位をずっとひた走っているのが秩父市になります。



そして、続いて皆野町が、青、ひし形ですけれども、この平成26年度を境に急激に順位を上げております。長瀬町、緑の三角ですね。これは平成25年度ぐらいから順位を落としてというか、排出量を上げて順位を落としておまして、現在安定している状態、安定というか高い方向に安定している。小鹿野町につきましては、茶色の四角ですけれども、平成26年度より順位を落としまして、現在若干全体の平均からは順位が上がってしまっている。横瀬町、緑の逆三角形ですけれども、平成26年度で急激に順位を、これ先ほどあった大雪被害だと思えるのですけれども、おおむね埼玉県下の順位とすると10位以内であります。

そして、真ん中のグラフが生活系ごみ排出量の順位ですけれども、秩父市、長瀬町、横瀬町は、ここ数年順位がだんだん悪くなってきております。皆野町につきましては、ここ10年、10位以内で推移をしております。そして、小鹿野町ですけれども、平成21年から平成25年までは県下トップ、5年連続トップで排出量を削減をしているということです。カップのマーク書いてあります。ここは埼玉県下トップでありました。

そして、右のグラフが事業系ごみであります。同じような状況ですけれども、秩父市についてはワーストスリーを推移しております。先ほど同様、皆野町は、26年度を境に逆に順位を上げている。小鹿野町は、悪化して安定している。長瀬は、26年に悪化しているけれども、安定している。横瀬町は、10位以内を推移しております。

少し時間を使いましてご説明させていただきましたが、これらのデータが、秩父市、秩父地域1市4町のごみ排出量に対する現状の実態そのものです。私のデータ操作は全くありません。環境省のホームページから、そして市町、広域市町村圏組合のデータから環境省が取り上げたものであります。

そこで、まず初めに質問に入りますけれども、1として、ごみ処理の現状についてお伺いをいたします。

(1)、ごみ排出量、処理量とごみ処理費用の推移について伺います。先ほどご説明したデータから、住民1人1日当たりの排出量及びその推移について、率直に今のデータを見て、広域としてどのように思われるか、感想をお伺いいたします。

そして、住民1人当たりのごみ処理につきまして、年間の処理費用の推移、これにはデータがないのですけれども、どのようにお考えか、どのぐらい費用が1人当たりかかっているか、お伺いいたします。

次に、廃棄物、ごみを削減していくためには計画が必要でありますので、基本計画並びに実施計画についてお伺いをいたします。(2)の一般廃棄物処理実施基本計画への対応として、先ほど冒頭、上田知事の話をしていただきましたが、埼玉県が策定している第8次埼玉県廃棄物処理基本計画と平成23年3月に作成した秩父広域市町村圏組合ごみ処理基本計画、そして同じく一般廃棄物処理実施計画の関係性、上位となる埼玉県の計画があって秩父広域市町村圏組合の実施計画があり

ますから、その辺の関係性、ごみ処理削減計画についてお伺いをするものであります。

次に、その計画全体のごみ処理、ごみ削減についての条例を見てみますと、秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理などに関する条例第7条に規定されておりまして、ごみ処理に関する審議会として秩父広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会があります。こういったもので、これまで開催状況はどうであったかをお伺いをさせていただきます。

続きまして、大きな項目2点目、有料指定ごみ袋、今家庭系と事業系があるのですけれども、この価格についてお伺いをいたします。

(1)として、家庭系ごみ袋値下げによる影響についてお伺いをいたします。家庭系のごみ袋については、平成23年度に料金改定を実施し、引き下げに伴ってごみ量が增大することのないように市町と連携して住民への啓発を徹底するとしてまいりました。実態、状況は、グラフのとおりであります。総括してどのように思われるかをお伺いをいたします。

次に、(2)として、事業系ごみ袋の価格見直しについてお伺いいたします。事業系ごみ袋については、家庭系ごみ袋の値下げ時には価格を据え置きとされました。また、先ほどのデータでも現状、排出量の高どまりが続いている状況で、値下げについては難しいと推察するところではあるのですけれども、一方で事業系のごみを出している、排出しているのは、中小企業、零細事業主さんであると思います。1市4町挙げて地方創生の名のもと企業誘致、また地元企業支援を積極的に実施している状況下において、地元中小企業、零細企業への支援策として、この事業系ごみ袋、ないしは月2,000円、年間2万4,000円の定額料金の見直し、補助制度等の検討をされてはいかがか、所感についてお伺いをいたします。

続きまして、大きな項目3の水源地域におけるごみ処理の課題についてお伺いいたします。

(1)として、3R、ごみ減量化の意識向上についてですが、平成31年度一般廃棄物処理実施計画の2、一般廃棄物の排出の抑制に関する事項3、啓発活動の充実というところに、住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対してのごみの減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとする。また、引き続き、小学生を対象としたごみの標語募集や副読本の作成などを市町、学校などと連携して取り組むと記されております。これに関しまして質問させていただきます。質問ですが、住民及び各団体によるごみ分別排出の徹底に関する協力要請の具体的な事案はどのようなものか、お伺いいたします。

また、広報、ちちぶ広域2019年1月発行版には、第23回ごみの減量化に関する標語として、圏域内の小学4年生を対象に環境問題やごみの減量化に関心を持ち循環型社会づくりの啓発を図るために、ごみの減量化に関する標語を募集したところ、圏域内小学校22校から779作品の募集があった旨が掲載をされておりました。そこで小学4年生を対象にしている理由についてお伺いをいたします。ごみの削減は、圏域内児童生徒全体でごみの減量化に取り組むことが必要であり、対象年齢や学年を区切る必要性はないのではないかと思うところではありますが、理由をお伺いいたします。

次に、参加小学校についてですが、先ほど22校と記載があった旨お話をさせていただきましたが、圏域内の小学校については、合計23校あると思います。参加しない小学校があったのかと思いますが、お伺いをさせていただきます。

次に、(2)、マイクロプラスチックへの対応についてお伺いをさせていただきます。2018年10月に東京理科大学と愛媛大学の研究グループらによって、「全国の河川における深刻なマイクロプラスチック汚染の実態を解明」と題して研究報告が出されております。マイクロプラスチックは、海洋内における大きな問題として注目を浴びておりますが、一方でこの研究報告では河川への流入も確認されているところであり、河川におけるマイクロプラスチックへの対応をどのように考えるかをお伺いをさせていただきます。

続きまして、最後、大きな項目4の高齢化社会の進展に伴うごみの課題についてお伺いをいたします。

高齢者のごみ出しをめぐっては、高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援が得られない高齢者がふえていることが問題になっております。高齢者のごみ出し支援は、高齢世代からのごみ収集を確実にするだけでなく、高齢者の生活の質向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みであります。地域住民を支援の担い手として地域のつながりを醸成し、安心、安全で住みやすい地域づくりや地域コミュニティの再生を目指す取り組みが必要であると考えます。そこで質問ですが、国立環境研究所によって、2015年、全国の自治体へアンケート調査をした結果、高齢者のごみ出し支援制度を設けている自治体が22.9%となっているとのこと。ごみ出し支援については、市町村の廃棄物部局や高齢者福祉部局による取り組み、地域コミュニティのさまざまな主体による取り組みが存在し、今後の高齢者世帯に対するごみ出し支援について、どのように考えるかをお伺いさせていただきます。

次に、これは市民からの声なのですが、現状のごみ出しルールにつきましては、ごみ収集当日の朝8時までにごみを収集場所に出さなければいけないことになっております。しかしながら、冬場の朝、日が上るのも遅く、霜もおりていることから、高齢者による朝のごみ出しが大変であり危険であるとの意見があります。ごみ出しのルールとして、冬場のごみ出し時間を変えることが可能なのか、お伺いをさせていただきます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上壇上におきまして、ごみ処理につきまして大きく4点質問させていただきました。追加の質問は、自席にてお伺いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

**議長（宮原睦夫議員）** 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

**町田信男事務局長** 3番、黒澤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、1の(1)、秩父地域で排出されるごみ排出量及び推移についてでございますが、議員ご提示の資料のとおり、1日1人当たりの排出量を県平均と比較いたしますと、生活系ごみについては、圏域全体では下回って推移をしております。しかし、事業系ごみにつきましては、秩父市の排出量が上回っているほか、圏域全体でも上回っている状況でございます。これらを考察いたしますと、秩父地域では事業系ごみの排出削減が求められることとなりますので、今後は具体的な施策が必要と考えております。また、住民1人当たりの年間処理費用でございますが、平成25年度から平成29年度までの平均年度額が約9億3,500万円で、住民1人当たりでは約9,000円となっており、おおむねこの数字で推移をしておるところでございます。なお、この数字には、建設工事費や公債費は含まれておりません。

次に、(2)の一般廃棄物処理計画の位置づけでございますが、組合では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)を策定しております。この計画では、長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方向を示すものであり、国や県の計画とも整合性が図られております。この組合一般廃棄物処理計画に基づき、各年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定し、1市4町から発生する一般廃棄物の収集、運搬及び処理を実施しております。現在の計画は、平成23年3月に策定され、平成23年度を初年度とし、令和7年度を最終年度とする15年の長期計画となっております。

次に、廃棄物減量等推進審議会の実態と開催状況でございますが、この審議会は、組合の廃棄物の処理等に関する条例第7条に基づきまして、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項を審議するため設置するものでございます。審議会委員は、2年間の任期で23名以内で構成され、組合及び構成市町からの推薦により委嘱をするものです。審議会の開催状況につきましては、平成18年9月4日に第1回審議会を開催し、平成22年7月29日までの間に全10回の審議会を開催いたしました。この間の審議の内容につきましては、管理者からの諮問によりまして、ごみの分別収集及びプラスチック製容器包装の回収に係るリサイクルシステムのあり方について及び指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の見直しについての2点でございます。それぞれご審議をいただき、管理者に対して答申をしております。現在は、審議いただく事項がないことから審議会を設置してございませんが、今後廃棄物の減量、処理に関し、諮問事項が発生すれば審議会を設置したいと考えております。

次に、2の(1)、家庭系ごみ袋の値下げによる影響についてでございます。家庭系ごみ袋につきましては、平成23年4月1日から平均で33.3%の値下げを実施しております。この値下げの影響を最も反映すると思われる可燃ごみの住民1人当たりの年間収集量で比較いたしますと、値下げ前の平成22年度は、1人当たり158キログラム、値下げ後の平成23年度から平成30年度までの平均では165キログラムとなり、7キログラム、率にして4.43%増加しております。可燃ごみの大型袋1枚強の増加と試算されます。以上の状況から値下げ後のごみ量は若干増加傾向でございますが、有料指定ごみ袋制度開始前の平成7年度の年間収集量は212キログラムでございましたので、この指

定袋制度による家庭ごみ減量化の効果は持続して成果を上げているものと存じます。

次に、(2)、事業系ごみ袋の価格見直しについてでございますが、事業系ごみ袋は、事業者からの申し込みによりまして、家庭ごみの収集に合わせて個別に事業系ごみを回収する特別収集を行う際に使用する指定ごみ袋となります。この事業系ごみ袋は、可燃ごみ、不燃ごみ、それぞれ1種類で、価格はそれぞれ1枚当たり110円となっております。また、特別収集には、この指定ごみ袋の料金のほか、定額の月額手数料がございます。こちらは指定ごみ袋15袋までの排出を1口として、月額2,000円、年間で2万4,000円を徴収しております。秩父地域の事業系ごみの排出量につきましては、1のごみ処理の現状についてご答弁をさせていただきましたとおり、県平均を上回っている状況でございます。削減が求められることから、指定ごみ袋料金の値下げを行うことにより事業系ごみの排出量が増加する懸念もございますので、現時点におきましては値下げを行うことは難しいと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3の(1)、ア、ごみの減量化、分別排出の徹底に関する協力要請の具体的な事案についてでございますが、組合施設には圏域住民、各種団体、小学生等が見学に訪れますが、その際の施設の概要等の説明を行うとともに、ごみの減量化、分別排出についてもPRを行っているところでございます。また、このほか環境衛生推進員等の会議や各団体からの依頼により講演等を行う際にも減量化、資源化の協力を呼びかけるなど周知を図っております。

次に、3の(1)、イ、広報啓蒙活動でございます。平成30年度の施設見学の状況でございますが、秩父クリーンセンターでは、小学校15校で558名、団体が5団体で106名、計664名、秩父環境衛生センターでは、小学校4校194名、団体が1団体45名、一般住民2名、合計241名でございました。両施設で合計905名に施設見学をいただいているところでございます。

小学生を対象としたごみの減量化に関する標語募集につきましては、平成8年度から実施をしておるところでございます。小学3年生でごみについて学習するようでございますが、学校によって施設見学が3年生ないし4年生で実施していることから、組合としては4年生を対象に募集をしているもので、社会科学習の取り組みの一つとしての意味合いも含んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

副読本につきましても、小学3年生の社会科の授業で使用しているようでございますが、市町教育委員会、学校からの内容の見直し依頼がございますので、資料調整等につきまして協力をしておるところでございます。

次に、圏域内小学校23校のうち参加しない学校があったのかについてでございますが、標語募集につきましては、市町教育委員会を通じて各小学校に依頼をしております。平成30年度は23校に依頼をしたところでございますが、そのうちの1校で、先生は募集を呼びかけたものの、児童から標語の提出がなかったということから22校の参加となったものでございます。

次に、3の(2)、河川におけるマイクロプラスチックの対応についてでございます。埼玉県に

おきましては、今年度国で決めました海ごみゼロウィークの期間、これは5月30日ごみゼロの日から6月8日の世界海の日の期間でございますが、これに合わせまして「川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さない」をスローガンに、埼玉県プラごみゼロウィークを実施したところでございます。これはボランティア団体による河川のごみ拾い活動を実施したもので、県内各自治体に対しては、住民への周知、集められたごみの無料受け入れや配布されたごみ袋での収集の協力要請がなされたものでございます。これに伴い、組合ではホームページへの掲載による周知のほか、組合処理施設へのごみ持ち込み者に対し、啓発用のチラシ配布を行いました。また、通年の事業といたしまして、構成市町衛生担当課を通じ、ボランティア清掃等に対しまして、ごみ袋の無償配布及び回収を行っているほか、施設に直接持ち込みをされる場合は手数料の免除措置を実施しております。今後も継続してまいること、マイクロプラスチックの削減にもつながるものと考えております。

次に、4の(1)、高齢者のごみ出し支援についてでございますが、家庭系ごみの収集方式につきましては、ステーション収集方式を採用しております。この方式は、車両や人員が最小限に抑えられ、収集経費の抑制に大きく貢献をしており、秩父地域の収集方式として最適であると判断し、実施しておるところでございます。このステーションまでのごみ出しについて、高齢者等の自分で行うのが困難な世帯につきましては、家族、友人や近隣住民の扶助、介護ヘルパー等の活用により行っていると推察されるところでございます。現在ごみ出しが困難な世帯について、構成市町から具体的な相談や要望は出ておりません。また、高齢者世帯等への支援は、構成市町それぞれの施策として行われており、今後状況を注視しながら組合として対応できることを検討してまいりたいと存じます。

また、ごみ出し時間の変更でございますが、朝8時までの排出をお願いしておりまして、8時から収集を開始しております。これは収集業務や施設での受け入れに当たり、経費を最小限に抑えるものとして適当な時間であると判断し、お願いをしているものでございます。時間を変更することにより、施設の受け入れ時間の延長や収集業務に与える影響、また集積場所を管理している方の対応等、実現に向けては慎重な協議が必要になると考えられますので、現時点においては直ちに変更は難しいと考えております。今後構成市町の担当課にもごみ出し時間について問題がないか、様子を伺いながら対応を考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。長目に質問しましたので、数多くの答弁ありがとうございました。

大きな1つ目から再質問をさせていただきますけれども、首長さんが全員お集まりの中、非常に失礼な言い方をさせていただきましたけれども、ごみのランキングというのは、これまでの市町で取り組んだごみ削減の成果、結果なのですね。ですから、ある意味ずっと変化していないというこ

とであれば、それはそれで今まで施策を怠ってきたと言われても仕方がないような状況なのではないかと思います。加えて、これは誰が削減する目標を立てたかということも含めて考えると、埼玉県の上位計画があって、広域で計画をつくって、それに基づいて各市町が協力しながらごみの削減していく。一方で広域が扱っている事務事業は、ごみの処理なのですよ。ごみ削減については、確かにごみを処理する側からすると削減してもらいたいという話はするでしょうけれども、基本的にはこのごみの話については、各市町でそれぞれの事業として削減計画を立てて取り組んでいく、それが地域の環境を守ることにつながるのだと思うのです。広域とすると、ごみ処理を担当しているから、それはごみ削減も広域だという話はあるかもしれないですけども、実態とすると広域が扱っている業務はごみを処理するだけなのですよ。ですから、この辺については、私わざわざというか、ちょっとくだいかなと思ったのですけれども、このデータを挙げさせてもらって、今の実態が実際こうで、単年度予算に対し単年度の執行で、決算ですから、なかなか年次で連続で過去どんなふうなごみの排出量になったかというのは確認をとっていないのかもしれないのですけれども、これを見れば一目瞭然で、この甲武信がユネスコエコパークにも認定されて、そして森林環境譲与税もあって、首都圏からこの秩父地域に多くの方々が自然を楽しむために来ているわけですから、この秩父地域とするとごみ削減を一層強力に推し進めるということは、観光誘客にも匹敵する内容ではないかなと思いますので、これ意見です、(1)のところは。計画もしっかりとしていて、広域とするとごみ処理を担当しているのだけれども、最終的には1市4町の施策がこのごみ削減には物を言うわけですから、この計画、埼玉県内でも非常に秩父市は悪い状況ですから、ぜひ改善をするための施策を今後推し進めていただければというふうに思います。これは意見です。私があえて、失礼ながら言う必要もないかと思いますが、データはそうなっておりますので、よろしくをお願いします。

2つ目のところの質問になるのですけれども、ごみ袋の値段なのですから、ふえていると、若干家庭系については1枚分ぐらいふえているという話でありました。このような状況というのは、さっきあったデータでもわかるとおり減ってはいませんが、むしろふえていたり、浮き沈みがある中で、全体的に住民の皆さんがごみを削減しようという雰囲気になっていないのではないかなというふうに、率直に言わざるを得ないかなというふうに思います。値段が下がったからごみ出そうという人も多分いないとは思いますが、家庭系ごみ袋につきましては、本来であれば排出量が減っていれば、さらなる値下げをというふうに言いたかったのですけれども、結果を見たらそうもなかなか言えるところではないので、これは今後啓蒙活動從事していただいて削減する方向になって、大幅に削減できるようであれば、またごみ袋の値下げを要請をしていきたいと思っています。

事業系のごみ袋についてもお伺いするのですけれども、私が提案したのは企業支援という形でということで提案をさせていただきました。地場企業の支援ということですね。事業系のごみ袋でごみを出している方々は、恐らく中小企業、零細企業の方々だと思うのです。企業誘致をしたり、

地場企業の支援をしているわけですから、ごみという観点で、ごみの排出の定額の部分を、例えば今後広域として、事業系のごみの処理について値上げをするという段階にもしなつたとした場合には、その値上げ分を企業支援という形で地場企業の支援ができないかということをご管理にお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（宮原睦夫議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 企業支援ということの考え方というのは確かにありかなというふうには思うのですが、今新たな企業が出て、みどりが丘のほうでもかなりの企業が今入って1,000人ぐらいの雇用が生まれているという現状ですし、そういうところのごみの量をこれからもいろいろ調査し、市としては、企業支援センターがそれぞれごみの登録というのを結構していただきましたので、調査して、それに対する補助がどのようにできるのかということも、新たな切り口として企業支援になるかなというようなことを思いました。そういう意味で研究したいというふうに思います。ありがとうございました。

**議長（宮原睦夫議員）** 3番、黒澤議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 突然の管理者の指名、大変失礼をいたしました。ただ、先ほど言ったように、このごみ削減とか地場企業の支援というのは、広域でできるものではないのだと思うのですね。ですから、各市町の首長さんが、地場の企業の支援のためにごみ処理の費用を少し持ってやるからしっかりと事業をやって雇用を確保してくれ、景気をよくしてくれということの政策の一つとしては挙がるのかなというふうに思いましたので、広域の事務方に聞くのはちょっと失礼かなというか、答えがしにくいだろうなと思ひまして管理者にお伺いをさせていただきました。ぜひこれも市町の政策の取り組みの一つとして挙げていただければいいのかなというふうに思います。

大きな3点目の質問になりますけれども、まず各住民や団体に対するごみの分別排出に関する徹底、協力要請はしていますよ、講演会等でやっていますよということですが、人数も見学者の話もお聞きしました。再質問でお聞きしたいのは、ごみというものの自体が、生まれてから死ぬまで人間は必ず排出するのですね。生まれておむつをしない人はいないですし、し尿を出さない人はいないわけで、死ぬまで必ずごみを排出します。ですから、小学校3、4年の社会科の教育の一環として標語を4年生でやっているのだけれども、さっき言ったように、生まれてから死ぬまでごみは排出されますので、わざわざカリキュラム、社会科のカリキュラムとして3、4年生を対象にしてやるのではなくて、もう幼稚園からごみの排出、分別はやる必要があるのではないかとということをもう少し広げて、先ほど提示した秩父地域のごみ排出量、1人当たりの排出量を見ても、子どものころからそういう風土、カルチャーをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、これは広域にお伺いしたいのですけれども、もう少し対象を広げて全体のごみを削減していきましようという醸成、傾向をつくっていくつもりはないのか、再度お伺いさせていただきます。



す。

議長（宮原睦夫議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

議長（宮原睦夫議員） 再開いたします。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 いろんな情勢もございますので、今後各市町、それから教育委員会と調整をしながら検討させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤議員。

3番（黒澤秀之議員） わかりました。そういう答えが出るのかなと思って、お聞きしました。伏線を張った意味で壇上で聞いた小学校の参加状況なのですね。23校に案内をして1つなかったのも、人数が少ない小学校だったかもしれません。ですけれども、圏域内小学校が全部が全部参加をしてくれているわけではない。これは広域としてごみ削減を副読本や小学校3、4年の教育の一環として社会科でやるので、広域のごみ処理に関して勉強させてくださいという形だと思っておりますけれども、広域と各市町の教育行政が余りこのごみ削減について共通認識がないのではないかというふうに言わざるを得ないかなというふうに思って、なぜ1校足りないのだというふうに聞かせていただいたのです。窓口的には広域と教育委員会が直接やるのか、各市町の教育担当部局を通じてやっていくのか、ちょっとわかりませんが、やはり私が言いたいのは、さっき言った、生まれてもうずっとごみは出しますし分別もしなければいけない。そして、秩父地域のごみが今こういう現状だというのは、ご年配の方、私も含めて、話しすれば削減していただけるかもしれないですけれども、若い、小さいころから醸成というのは必要だと思います。それにはやっぱり教育、各市町の教育行政が、こういうごみの状態を理解していただいて各学年ごととかに、もう少し皆さん、ごみについて削減していきましょと教育の一環としてやる。広域からお願いをされたから標語を募集するのではなくて、教育の一環として、各教育委員会の皆さんが秩父の状況は今ごみはこうなっているのだと、社会科の教育としてもこれは重要なのだと。郷土を愛するということからしても、やっぱりこれは教育委員会として、ごみの削減というのはしっかりやっていく必要があるのではないかと。広域さん、どういうデータがありますかというふうな形でやっていくのがいいと思うのですけれども、今の現状は、広域からご提示をして、教育委員会が、ああ、では募集して来なかったの由来ませんでしたという、事務的な言い方に聞こえるのですよね。ただ、繰り返しますけれども、実

態は多いのですから、これはテコ入れをしていかなければいけないと思いますので、これは広域ではないのですけれども、市町の首長さんが全員おそろいですので、ぜひ教育委員会を通じて、小鹿野町さんなんかは少ないのですけれども、一層各市町の教育委員会をお願いをしていきたいなというように思っております。

そして、2つ目の(2)、マイクロプラスチックへの対応ですけれども、私の資料裏面に、これ説明する時間ないのですけれども、SDGsの取り組みですね。最近はやり、やりという表現ちょっと失礼ですけれども、これのSDGsへの対応ということで、皆さん聞いたことない人いないのだと思うのですけれども、資料を掲載させていただきました。これはやっぱり世界的な地球環境の維持、改善に向けての取り組みとして、この市町で取り組むべき課題でありますので、これもぜひ参考にしながらやっていただきたいというふうに思います。

時間が押してきましたので、大きな4つ目の再質問に移りますけれども、ステーション式のごみ収集を今行っているということで、先ほど高齢者のごみ収集については、この資料で、これも説明しません。裏側にありますけれども、高齢者のごみ出しがうまくいかないことで、例えばごみ屋敷になってしまうとか、高齢者の孤独死なんかあるのではないかとか、いろいろあるのですね。社会問題が、ごみの問題とリンクしていろいろあると。だからこそごみ処理の問題、ごみ収集の問題が、地域、それから行政でやっていく必要があるのではないかとということ、この国立環境研究所というところはあったので資料に載せさせていただきましたけれども、市民の声として、やはり冬の朝8時までに出すというのはかなりつらいと思うのですよね。ステーション方式のところは、場所によっては前日に出してもいい。済みません。ステーション方式というのは、かごがあって、鳥かごみたいなのところがあって、そこに入れるところは、前日の夕方出してもいいという自治会さんもあるようです。要は金網の箱があることで、猫やカラスなんかにつつかれて広がることがないわけですね、においはしますけれども。そういった意味においてステーション方式をやっているところは、前日でもオーケーなんていうところもあるのですけれども、広域として、それを自治会さんにどんどん推し進めて、前日でも出していいようにしていくという方向性もあるのではないかと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

**議長（宮原睦夫議員）** 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

**野澤好博業務課長** ただいま3番、黒澤議員の再質問に答えさせていただきます。

ごみステーションについては、自治会さんで管理をしていただいているということもございます。その自治会さんの判断で前日に出していただいているところもあるということでございますので、今後もそういった形で出していただければとは思っております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 3番、黒澤議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。この話も行き着くところが、市と町の対応なので  
すね。町会さんが金網のごみ収集ボックスを設置したい。だけれども、町会費で足りないから市と  
か町に補助してくれないかと、ボックスを置くよと、土地は町会でやりますよと。ここに置いてく  
れば、もう前の日の夕方から置いてもいいようにするよと、高齢者の方々が安全な状態でごみ出  
しができるというようなこともできると思いますので、広域でごみの金網のボックスを補助するこ  
うことは多分無理だと思うのですね。ですから、この行き着くところが市町の取り組みになっ  
てしまうのですけれども、広域の事務局に聞くのは非常に心苦しいというものもありまして、ぜひ、  
これも将来への政策として、高齢者のごみ出しというのは非常に辛いものがあるというの  
は、全国の自治体でも補助を22.9%しているわけですから、特に秩父地域は高齢化率が非常に高い、  
独居老人も非常に多いですから、そういうところを念頭にごみの出し方法についてご検討いただ  
ければというふうに思います。

広域の議会の議員として私2年目ですけれども、非常にうれしい。最後に、感想だけ言わせても  
らいますけれども、非常にうれしい限りです。なぜかといいますと、市議会議員でありますと、市  
議会、市政に対することは幾らでも言えるのですけれども、町の首長さんに対していろんなお願い  
ができるのは広域の議会しかないということで、改めて今回ほかの町の首長さんをお願いができる、  
すばらしい広域議会の議員になったことを誇らしく思っている次第でございます。目立つ政策も必  
要なのですけれども、やはりこういった地味な生活のインフラ、市民サービスというのは、誰も見  
えないところでやるべきことだと思うのですね。目立つ観光誘客とか企業誘致というのも確かに必  
要ですけれども、市民が、住民が生活しているベースの部分をしっかりと補助していくというのは、  
施策を打っていくというのはかなり必要なことでありますので、議員から首長さんが言われるのは  
甚だ嫌かもしれませんが、実態が実態ですので、ぜひとも今後ともごみ処理、ごみ削減、3  
Rの推進に、市町各それぞれが取り組みをいただくようお願い申し上げまして、一般質問を終わ  
りにします。ありがとうございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

**15番（岩田和幸議員）** 議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

その前に、答弁をしっかりといただくために、二、三点、お願いの前置きをさせていただきます。その1つが、今年2月定例会で、私が理事に水道料金について答弁を求めたのに答弁していただけなかった。管理者は代表してと言って答弁し、議長も各理事に答弁を求めなかった。前、山中議員が各理事に振ったときは、答弁していただきましたね。そういうことがありました。私が質問したら答弁できない、こういうことはあってはならないことだと思っています。

もう一つ、その理由として、今から約20年前に両神村議会を傍聴したときのことです。ある議員が、当時千島村長に答弁を求めました。ところが、千島村長はすぐ課長に振りました。それに対して議長、黒沢議長だったのですが、すかさず村長答弁しろと指を指して命令しました。ところが、これは2人、議長と村長はいとこだったのですね。後日、黒沢議長に会ったとき、うまくやると褒めたのですが、そんなことは当たり前だと返事が返ってきました。確かにそうだなというふうにも、私も思いました。住民の代表者が指名して答弁を求められたら、その人が答えるのは当たり前の話。もし村長と、首長でもですが、細かい数字等が答弁できない場合は振ることもあることは、私も承知しています。この話については、先週の全員協議会があれば、その席で発言しようと考えていたのですが、今回なかったのので、きょうこのような話をここですることになってしまったのです。この点はぜひご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、やはり今年2月定例会でのことです。管理者は、私の一般質問に対して、日本国憲法を遵守するとともに、公僕としての立場を忘れずに、常に1市4町住民全体の利益のために奉仕するようにというふうに指導しております。そして、真実かどうか、みんなに公平か、好意と友情を深める、みんなのためになる、この4つを挙げました。確かにいいことだと思って、私はそのときは、褒めたことがない私が褒めると言って褒めました。しかし、その職務はそのように実行されているかが一番の問題だと思います。その4つの中の1つですが、みんなに公平かについて、本当に公平に行っているのですかと聞きたい。

先日、ある人から、町民なのですけれども、水道局に電話したらいろいろと聞かれたそうです。その後、それでは担当にかわりますと言われて担当者が出たようです。そのたびに、二、三回と言ったかな、同じようなこと聞かれたそうです。その町民は非常に憤慨していました。あんなのは組織ではないと。とても組織とは言えないと怒っていました。私は、前々から職員の職務態度については指摘をしてきました。これは管理者の責任だと思っています。しっかりと職員の指導をいま一度徹底していただきたいと思います。

そして、もう一つですけれども……

**議長（宮原睦夫議員）** 途中ですけれども、質問者に申し上げます。前置きはせいぜい普通二、三分だと思しますので、もう4分近くなりますので、本来の質問に入ってください。

（何事か言う人あり）

15番（岩田和幸議員） 一応それで、1つ、公平にやるという答弁もありましたけれども、本当に公平にやっているのかなというのがあります。先ほど黒澤議員も言ったように、ここにいるのは1市4町の首長、皆さん同じ圏域でやっています。定住もそうです。空き家バンクについては、民業圧迫だという住民というか業者がいて、この空き家バンクについて、私、ここで追求するのではないのだけれども……

（「関係ない」と言う人あり）

15番（岩田和幸議員） 特別な人だけに空き家バンクの仕事を出しているわけなのですけれども、それについてはほとんど首長も知らないと思うのですよ、それについては。あたかも、公平だと言いますけれども、私から見ればまるで裸の王様となっているふうにも見えます。そういうことを一言申し上げておきたいと思います。

それと、もう一つ、最後なのですが、水道に関してなのですが、やっぱりこれも、これはある市民からですが、水道の検針がいなくて水道料の請求が滞っているという話を聞きました。きのう富田次長に確認をお願いしたのですが、きのうは回答がすぐに来ました。一般的になかなか回答ってよこしてもらえなかったのですけれども、水道局については特に。でも、これすぐ来まして、よかったなと思っていますが、ある意味では当たり前のことだと思います。

それでは、通告に入らせていただきます。水道について。

（1）、ミューズパークに配水池をつくる敷地が確保できたと聞きましたが、敷地は買収したのか、それとも賃貸等なのか、それぞれの場合の平米単価は幾らなのか。また、面積は何平米なのか、伺います。

（2）、ミューズパークにつくる新配水池から赤平橋のほうに配水する途中に発電設備をつくらせると聞きましたが、直営なのか民間に委託するのか、伺います。

（3）、現在の小鹿野浄水場を使用した場合、ミューズパークに新しくつくり配水するときの工事費の比較を示すように、小鹿野町の森町長が理事会で発言したが、比較は示されたのか、伺います。

（4）、工事の発注方法にDB方式が採用されていますが、これは試行的に行われてきました。この方式の欠点と利点についての評価を伺います。

（5）、今後もこのDB方式が採用されるなら、水道局の職員を減らすことができると思いますが、いかがですか、伺います。

（6）、令和3年3月までに水道料金の改定が行われる予定になっています。その協議の進捗状況はいかがですか。また、今後の経営審議会の予定と日時の周知方法はどのように行っていますか、伺います。

（7）、経営審議会が来年3月をめどに答申され、その後の住民への説明、パブリックコメントを経て今年2月の定例会で答弁されていますが、説明はどのようにされるのか、伺います。

(8)、出資債の公表時期を広域議会に提出する前に外部に公表できないと答弁されています。以前は各市町に金額を通知したときには公表していました。なぜ今になってできないのか、大きな問題でも起きたのですか、伺います。

(9)、DB方式で発注した以外は水道局で単独事業は職員が設計積算しているようですが、その比率はどのくらいですか、伺います。

以上で壇上での質問を終わり、再質問、再々質問は自席にてさせていただきます。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田和幸議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 1、水道について、順次お答えいたします。

初めに、(1)、新ミューズパーク配水池の用地の取得状況でございますが、小鹿野、吉田、尾田蒔方面へ送水する必要な高低差を精査、検討した結果、ミューズパーク公園内に立地条件に適した用地があり交渉を始め、本年4月に公園管理者と現地立ち会いを実施し、公園内へ占用での建設におおむね了解をいただいたところでございます。また、面積につきましては、今年度既に発注しました基本設計業務委託の中で、費用対効果を考慮しながら公園管理者と協議してまいります。

なお、詳細につきましては、この後の全員協議会の中でご説明いたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(2)、発電設備の維持管理方法でございますが、昨年11月の一般質問でもお答えしましたが、マイクロ発電実績のある事業者への視察も実施しておりますので、今年度発注します広域化事業の設計委託の中で設計コンサルタントから提案等も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)、小鹿野浄水場の存続経費とミューズパークから送水した場合の経済比較でございますが、全体基本計画の将来の水需要予測及び時点修正を現在実施しているところで、結果が出るまでに時間を要しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、(4)、DB方式の欠点と利点についての評価でございますが、まず利点の1点目として、通常の分割発注と比べ一括発注方式は、工事発注までの時間の短縮が図れること、2点目として、設計施工が同一業者のため、現場に即した対応が迅速に行え、従来職員が行っていた関係機関との調整及び諸手続や公共工事に必要な施工管理などの事務の軽減、3点目として、施工事業者には出来高に見合った定期的な支払いや資材の手配、提出書類の作成の軽減、4点目として、受注者が管路メーカーであるため、自主的にノウハウを施工事業者への技術指導や実務研修を開催していただき、人材育成も併せてできたなどの利点が挙げられます。

次に、欠点といたしましては、1点目として、設計施工を一括で発注するため、職員の技術の継承が図られないこと。2点目として、試行案件は、受注者が圏域外業者で事業者であることから、秩父地域のインフラを支えている圏域内事業者との関係が薄いこともあり、施工事業者との連携に

不測の日数を要したこと。3点目として、施工事業者の聞き取りの中で材料の調達において、施工事業者が用意する部材等が一部あり効率が悪いなどの意見もございました。

なお、平成29年度試行案件の検証結果につきましては、議会でも報告させていただき、水道局のホームページにも詳細を掲載しておりますので閲覧いただければと思います。

次に、(5)、今後このDB方式が採用されるなら水道局の職員を減らすことができると思うとのご質問でございますが、設計施工管理を一括で発注する方式であることから、長期間の契約で導入すれば一部職員を削減することは可能であるかと思いますが、先ほど述べましたとおり、利点も欠点もあり、災害時及び漏水事故の対応や職員の技術の継承という意味では弊害もあるように感じております。今後導入するかは未定でございますが、十分に研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(6)、水道事業経営審議会の進捗状況につきましても、本会議終了後に開催する全員協議会でご報告いたしますが、要点をご答弁させていただきます。

本年1月に第1回審議会を開催し、管理者より委嘱書の交付、続いて秩父地域の広域化についてご説明させていただき、第3回では施設見学を実施し、6月までに計4回開催いたしました。また、周知方法につきましては、水道局のホームページに審議会スケジュール、審議内容、会議録等を掲載しており、水道局の広報紙にも一部掲載しております。

次に、(7)、今後の説明等はどのようにされるかでございますが、本年、第1回定例会でご答弁申し上げましたが、現在予定しているスケジュールは、審議会の答申を受け、圏域住民への説明、パブリックコメントを行い、議会に上程させていただく予定でございます。圏域内住民への説明につきましては、平成26年度の秩父市水道部による料金改定時の市民説明会を参考に検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

ちなみに、秩父市の水道部では、全体で18回、市民説明会、これは公共施設を使った説明会が5回、その他が13回ございました。

次に、(8)、出資債の公表時期のご質問でございますが、本年第1回定例会の一般質問でお答えしたとおりでございます。

最後に、(9)のDB方式以外の職員が設計積算した工事の比率でございますが、DB方式での発注件数は、平成29年度、30年度とも1件でございます。DB方式以外に電子入札により発注した工事件数は、平成29年度は44件、平成30年度が48件となっております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** それでは、再質問させていただきますが、私は水道だけで9つもあるので、

(1)を再質問、再々質問終わってから(2)に移りたいと思いますが、議長よろしく願います。

(何事か言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) それはだめですよ。通告のとおりやってください。

15番(岩田和幸議員) いや、議長、俺言ったよね、前一度。

議長(宮原睦夫議員) それはだめですよ。通告のとおりです。

15番(岩田和幸議員) この間、議長どうですかと質問したときに言ったじゃない。

(何事か言う人あり)

15番(岩田和幸議員) 前回いっぱい出したものだから、最後のやつが落ちていたりしたのですよ。

それでもやれと言うのならやむを得ません。時間が1時間だからどうかと思うのですが、だめですかね、議長。

議長(宮原睦夫議員) それはだめですね、決まりですから。

15番(岩田和幸議員) それでは、ともかく(1)の再質問をさせていただきますが、面積がまだはつきりしないということで公園管理者と協議するというのですが、前は1,500平米という面積を示してありました。それと、今まで私が一般質問で質問したときは、民間の土地をあたかも取得するような答弁、公共用地もありますと言いつつも、そういう答弁をされてきました。最終的に公園管理者ということは県だと思うのですけれども、要するに公共用地ということだと思うのですが、最初から公共用地がメインで民地も検討していますという表現ならいいのですけれども、今までの表現では非常に問題あったということを指摘をさせていただきます。これについて、もしできたら後で答弁をお願いしたい。これから管理者と相談、相談と言いますがけれども、自分たち水道局としてはどういう方向で考えているのか聞きたいのですが、(1)ですね。

2つ目については、やはり外部に出す。その中でという答弁なのですけれども、水道局としてはどう考えているかというのを伺いたいのですよ。水道局でやれば設備がかかったり、そういうものの管理者とか資格者が必要になってきますから、それなりの考えもあるはずだと思うのですよ。そういったことも水道局が考えないとおかしいと思っているので聞いているのですが、トータル的に見ますと、後のことも一緒なのですけれども、みんな外部に発注して、外部の物が来たらこのとおりですというだけで、今までもパブリックコメントをやったとか、いろいろなことを言いましたけれども、結局は日水コン、恐らく日水コンがつくった計画どおりに進められていることだと思うのですよ。秩父の私たち、秩父の人間がどういうふうにしていこうとかということが抜けているのではないかと思うのです。

あと、次のところもまた申し上げますけれども、自分たちの水道ですから、それなりの考えがあってやっているはずなのに、みんな丸投げなのです。改めて伺いますが、この発電についても、それなりの考えがあると思うのですが、これについて再質問をさせていただきます。

今度(3)ですが、小鹿野の浄水場を残すのと、ミューズパークに配水池をつくって小鹿野に配水する費用の比較というのは、理事会でも協議されていますね。理事会の議事録等見ますと、横瀬



の町長も、副管理者ですが、何とか比較出したほうがいいのではないかというふうにも述べています。それで、管理者もどうせ高い数字が出るのだろうけれども、出したらということも述べているのですけれども、肝心の水道局のほうは、それについてわかりましたと言っていないのですね。先ほどのように外部に出しているとかというだけで、普通なら管理者に、要するに理事会で理事の皆さんがそういう要望したら、多少の時間をくださいとか言っても、例えば1カ月とか2カ月ですね、検討しますというのが普通のはずです。先ほど前置きしたように組織としての機能果たしているのですかと聞きたい。理事会が決めたことを職員が、理事会の決めた方向で進めるのが本来の組織のはずです。この理事会の議事録を拝読して、どっちが上なのか。水道局が上なのかというふうにとれます。全然しますという答弁がないので。何人かが比較出していいのではないかと言っているのですよ。にもかかわらず出さないということは、一体組織としてどうなっているのかというのを改めて申し上げたいと思います。

これについては、管理者はどう考えているのか。当然管理者は自分で発言し、副管理者も答弁したのを概略的には承知していると思うのですが、どうなのか。管理者よくお考えしていただきまして答弁をお願いしたいのですが。何といたしても、一つの町の首長がお願いしているわけです。しかも、森町長は、小鹿野町の住民の有権者の半分以上、四千五百何人かの署名で反対運動もあって、その中での統合なのです。そして、小鹿野町としても、議会としても、小鹿野の浄水場を残してほしいという強い要望があるわけ、議決されたのだから重いものがあると言ったほうがいい。これについては、当然前も聞いて管理者も答弁しているわけですからご存じだと思うのですが、こういうことを考えると、理事会で言っていることが非常に不思議なのです。管理者はトップのはずなのです、この広域組合というのは。それに副管理者なり理事がいて、そこで決めたことが一番大事なはずなのですけれども、そういうところがない。これについてどのぐらい待てばいいのか。出してもらえるのか。管理者もどうせ高い数字が出るのだろうと。小鹿野のほうが、浄水場残したほうが大きい数字出るのだろうという発言もしていましたね。その根拠は何なのか。やはり比較書を出していただかないと言えないはずですね。私は、管理者は、何というかな、恨んでいるとか、そういうのではないのです。それを読んでみて、よく副管理者なんかが言った意味も、町民の方たちも配ったのですよ、何枚か。いい議論してもらっているなというのが町民の感想なのですけれども、それ確かに私も最初思いましたけれども、結果として出ていないのです。先日も小鹿野の町長に聞いてみたのですけれども、出ていないと。水道局にも聞いたら、いつ出るのかははっきりとわからないのだよ。今見直しを2年かけてやっています。令和元年のときにもやるというふうな話は聞いていますけれども、ではいつかと言ったら全然回答ないのです。これについては、あと例えば1カ月とか1カ月半とか期限を切ってもらいたいのです。先ほど言ったように2年先では話にならないですよ、それでは。別にそれはそんなに細かい数字でなくても、概略が出ればいいわけなのです。私が水道局に勤めたら、私だったら出しますよ。自分で計算して出します。一応細

かいことはわからなくも水道関係者から聞いたりして、きょうの決算のほうにもありますけれども、固定資産とかありますね。どういうものがあるか、そういうものからだって追っていけばある程度の比較は出るはずなのです。そもそもこの長尾根から配水する工事費については、長尾根の配水池と配水管を赤平橋のほうに持っていく費用しかない。それで27億円ということなのです。そうすると、浄水する水はどこから持ってくるのですかということなのです。別所の浄水場を直したのも費用として足さなければいけないはずなのです。小鹿野の浄水場の場合は、要するに川の水を導水管でくみ上げて浄水をして、それで配水池、高区、低区の配水池に持っていくわけですが、それ全部含んでいるわけ。なのに長尾根の配水池をつくと配管しかないというのは、これ比較が問題だと思う。

つくったときの話ですが、約52億円ぐらいかかったというふうに記録にはありますね。この資料は、秩父市の沿革というのですかね、これ加藤博康市長が初めてということで、これを58年、できたときね、別所の浄水場、ときの文と金額、沿革ということで、大正4年のいつから全体でどうのこうのというところから書いてある。最後に、第3期拡張工事竣工予定として、総事業費52億7千3百幾らというのがあります。仮にこれが今やった場合、この金額で多分できないと思うのですね。仮に1.5倍ないし、例えば75億円とかとなったときに、浄水した水道の水をミューズパークへ揚げて小鹿野に持っていく場合は、約3割か4割を揚げるという話でした。そうすると、工事費の三、四割、27億円足さなければおかしい。いつの時点かと決めるのは、若干違うかもしれない。そうでなかったら比較はできないはずですよ。当然同じような時点でどうかということが比較の対象になるはずなのですけれども、これについても何でそういうものを入れないのか、ついでに伺っておきます。

次に、DB方式についてですが、DB方式、確かに当然いいところ、悪いところありますね。でも、先ほど答弁にもあったように技術者の継承が危ぶまれるということもあるはずですね。あと、浅見議員からもありますけれども、技術者をどういうふうに確保していくかというのは大変な問題だと思うのですよ。今後のために、ここ5年やそのくらいは大したことはないと思いますけれども、統合するときには技術者も専門職を置けるし職員数も減らせるということで統合した。そういう中でこのDB方式がいいところだけを取り上げているようではありますけれども、欠点が先ほどありましたね。たしか説明でもありましたけれども、その欠点、欠点についてはどうに補っていくのか。何か災害時のときというような話もされて、災害時のときに専門職がいなくてということなのか、わかりませんが、災害時当然非常に大事なことです。特に小鹿野の住民は、あそこの水が断られたときに、町なかから全部断水するわけですから当然なのですけれども、DB方式についてはもう一つ欠点がある。秩父の業者ができない、なかなかできない。結局は利益を大手に持っていかれる点が第一に一番問題だと思う。金額も、入札ではなくて随意契約になると思うのですけれども、それもこれから一般競争入札にするかどうかについても違うのですけれども、これについては今後

どのようにしていくのか、伺いたいのです。

(5)のほうですけれども、同じDBを(4)でやってしまったのですが、5のほうについてはどのように考えているのか。職員がDB方式でやったら災害のときも違うような気がするのですが、災害のときにDB方式で出したのと違うのだと、これもよく理解できなかったのもう一度お願いしたいのです。

(6)ですけれども、水道料金については、確かに先日の水道だよりもスケジュールが、裏のほうの左下にあって、1、2、3回とあります。でも、これは大体過ぎたやつなのですね。これからどのようにやっていくかということが大事ではないかと思うのです。これについては、確かに来年の3月をめどにということで、その後、理事会にかけて議会へかけるということはわかっています。でも、できれば一日も早く住民にも知らせる必要があると思うのですよ。その審議会の周知方法にちょっと問題があるなと思う。たしかそれについては、理事会でも管理者がどうなのだというようなことを言っていたと思います。これについてどのようにこれから審議会を、いつごろやるとかという、一人でも多くの人に傍聴してもらいたいという気持ちがあればできるはずだと思うのですが、ただインターネットで載っていますとかではなくて、ほかの方法も考えていかないといけないと思います。ぜひその辺を検討していただきたいと思うのですが、それについてどのように周知をするのか、確認させていただきたいと思います。

それと、今度審議会の説明というのがありますね。説明については、先ほどの答弁だと秩父市でやったのを参考にするとかということですが、回数は先ほど述べていただきました。でも、実際今度秩父市だけではないわけです。その場合、どうにほかの市町やっていくのか。特に小鹿野町にあっては、皆さん非常に興味を持っているわけです。そういうことで小鹿野町に対しては特にやるとか、統合のときも小鹿野町は何回もやっていただいたのですが、水道、準備委員会のほうからも1回来て説明いただいたと思うのですが、そういった場合に小鹿野だけでなく、本来ならほかの市町もすべきですが、私としては、小鹿野の住民が関心を持っているので、早く言えば納得した説明していただきたいと思うのですよ。これはまだ答申が出てからの話ですけれども、その辺のことをぜひお願いしておきたいと思いますが、いかがですか。場所と回数を多くしてほしいという一つの要望みたいな形になりますが、前回秩父では18回とか答弁いただきましたけれども、回数もですし、場所も山が多いので、それもよく考えていただきまして説明会をしていただきたいと思います。

(8)のほうですが、早く出資債の公表したところで、今まで大きな問題はなかったはずなのです。先ほどの答弁の中にも何も出て来なかったですね。私が質問したのに回答になっていなかったです。先ほどののは、できませんだけではなくて。大きな問題がありましたかとたしか書いてあるはずなのです。括弧の最後のところに大きな問題でも起きたのですかと伺っているのですが、これについて答えがなかったので、いま一度答弁いただきたいと思います。

それと、(9) ですが、DB方式で発注した以外は水道局でやっているようではございますけれども、ただこれについては、DBとほかのだけでなく、ほかの事業でも職員がやる部分と、外部発注もしているはずですね、設計の。その辺の比率というのはどうなっているのか。このDB方式との関連もあります。どういう比率をしていくのか伺いたいと思うのですが、再質問をこの9点お願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、(1) でございますが、以前1,500平米の土地が必要ということでご答弁させていただきましたが、これについては民間の土地や公共用地も含めたことでお話をさせていただきました。場所によっては、これ以上かかる場合もございます。これ以下で済む場合もございますので、その辺も含めて、最終的におおむね決まったミューズパークの公園内、これにつきましても測量してみないとどのぐらいの用地が必要か、まだ未定ですので、協議の中で決定していきたいと思っております。

また、公共用地であることから、用地につきましては無償、先ほど答弁いたしました占用での建設ということになるかと思っております。

次に、(2) のマイクロ発電を民間にするか、直営なのかというご質問ですけれども、現段階では発電ができるか、コスト面でも採算がとれるかどうかというの、現在のところ何も実施しておりませんので、コンサルの中で提案をいただいて進めてまいりたいと思っております。

次に、(3)、小鹿野浄水場の存続とミューズパークからの経済比較でございますが、これにつきましては、現在、先ほど申し上げたとおり、秩父地域全体の水需要等も含めて見直しを行っておりますので、その中で小鹿野浄水場とミューズパークの送水の経済比較をしているところでございます。詳しい数字が出てからでないとお示しできないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、(4) でございますけれども、DB方式、(4) と (5) と最後の答弁に関係すると思っておりますが、現時点では、先ほど申し上げたとおり、導入するかについてはまだ未定でございます。この方式が全国的に余り事例がないと以前も答弁させていただきましたけれども、これがよい方法ということであれば導入していきたいと思っておりますけれども、現時点では十分な研究を重ねてまいりたいと考えております。

それから、(6) の経営審議会の周知方法でございますけれども、今のところ水道局のホームページ、それから広報に掲載しております。市町の町報、市報等の掲載を考えておりますけれども、発刊時期が多少ずれる場合や、原稿の締め切り日が早いなどの理由により正確な日程が決まりませんので、その辺も検討したいと考えております。

それから、(7) のうち住民説明会、これにつきましては、各市町の担当者と説明会が始まる前

に協議したいと考えております。

それから、(8)の出資債の公表時期、特には問題ございませんが、本年第1回定例会で答弁したとおり、議会の前に示すということは、構成市町の平等ではないかという観点から事前には公表いたしませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 済みません。答弁漏れがありました。(9)でございますけれども、DB方式、先ほど申し上げたとおり、本格導入に関して、まだ現在未定ということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** では、再々質問させていただきますが、幾つか最初るときから答弁されていない部分があります。1つ、(3)についてですが、全体を見てという話ですが、全体見なくも、長尾根の配水池の関係と小鹿野の浄水場の関係を聞いているのです。全体的なもの、基本的にはある程度、当初合併する前の日水コンでの計画に基づいてやっているわけです。それが大きく変わるなら別ですけれども、基本的にはそのままだと思います。問題なのは、私が主張しているのは、あくまでも小鹿野の浄水場を残すのと、別所の浄水場を直す費用も足した費用が小鹿野に行くわけですけれども、小鹿野の配水池つくって配管したりする合計、それを聞いているだけなのです。全体のことを私は聞いているわけではありません。しかも、それが秩父、皆野に大きな影響を及ぼすのであればおっしゃるとおりですが、そうではないと思うのですね。

それと、先ほど、言ったように全体でなくてもできるので、いつ、あと1カ月なのか2カ月かかるのか、その部分だけだから、例えばどうしても自分たちでできないとするならばですよ、日水コンなり外注したところに聞いて、ここだけでもどうにか積算してみてくださいとか、概算でいいからとかできるはずなのです。私も建築、中学卒業してから50年近くやっていますけれども、似たようなものが出せるはずなのです、部分的に。皆さんは水道のプロのはずなのだから。細かい数字はわからないにしても、集めればできるはずではないですか。ですから、この点について、1カ月なのか、2カ月でできるのか、恐らく1カ月や2カ月でできるはずなのです。ところが、去年の理事会、去年の11月2日の理事会で議論されているはずだ。にもかかわらず今もって出ない。先ほども言ったように一つの町の首長が、町長が、理事会で発言しているのですよ。過ぎたことはしょうがないといえばしょうがないので言いませんが、これから1カ月でできるのですか、2カ月なのですか、この点を最後明確に答えてほしいと思います。

幾つか飛ばしますけれども、DB方式についてもいろいろ問題がありますけれども、説明会を先

ほど、7番かな、説明会というのがありますけれども、これも真剣に小鹿野町民に説明をしていただかないと困るわけですよ。これもなるべく、一日も早く決まった時点でお願いしたいと思うのですよ。

あと、再質問で答弁してもらえないのは(8)のことで、2回聞いても答弁していないのは、大きな問題があったかどうかを私は(8)で聞いているわけです。ただ、前答弁したとおりでは、理由にならないと思うのですよ。大きな問題が特にあったのですかということ、再々質問ではおかしいのだけれども、正確に答えていないと思います。

それと、(9)については、DB方式は、これからどのぐらい比率を上げていくのか。ほかの工事はどのようになるのか。設計ですけれども、主に。設計と工事なのですけれども、その比率はどういうふうになるか。

それと、もう一つ、管理者に聞いたのは比較のことですね、それも聞いたので、それも併せて答弁をいただきたいと思うのですが、再々質問をこれで終わるので、ぜひ回答をお願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

(3)でございますけれども、全体計画の見直しの中で小鹿野浄水場とミューズパークの経済比較をするということで、小鹿野町長からの発言がありましたけれども、現在は全体計画の見直しをやっておりまして、まだ1カ月になるか2カ月になるか、結果については現在のところ未定でございます。

それから、出資債の関係でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、特に大きな問題はございませんでした。

次に、(9)の比率でございますけれども、DB方式と設計の比率につきましては、今後どういう形でDB方式が入るか未定のところで、比率については現在のところわかりません。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田議員。あと、時間が少ないので簡単をお願いします。

(「頑張れ」と言う人あり)

**15番（岩田和幸議員）** 次の11月定例会で、また一般質問の内容を議事録等を見て精査してさせていただきますが、先ほど言ったように大きな問題はないのに公表できない。これもとんでもないことです。

もう一つ、比較のほうもそうです。全体を見て、全体を見て、部分的なことを話してください。全体に関係ないはずなのです。この点だけよく申し上げておきます。実際に最初申し上げたように、水道局というのは、富田次長はきのうすぐ対応してくれたのだけれども、この広域組合の中で、ほかのところはそれほど特にならない。水道局だけは非常に問題が多いと思います。最初に申し上げた

ように、ある町民が、あんなのは組織ではないよと言うのですけれども、その辺についても先ほど答弁がいただけなかったと思うのですけれども。理事会の議事録を見ても、管理者の人たちが出してくださっているものを、全然出さないということ自体おかしいのです。組織としてはっきり言いますけれども、おかしいですよ。管理者がいて、理事会があって、管理者が全部言うとおりはいいですよ。管理者は理事の方の考えをまとめてやるわけですから。それに従って職員は職務をするのは当たり前であって、その点欠けていると。正直言って前の高野局長よりはいいかなと思いますよ。思いますけれども、組織としての問題は残っています。これは残っていますから、理事会でもよくそれを議論していただきまして前向きにしていきたいと思うのです。

それと、先ほど、前置きのことだけれども、先日、議長にいろいろ話をしてきたのですよ。ところが、きょうは違うのですけれども。質問の仕方もこの間、宮原議長のところへ行っていろいろ聞いてきました。いいだろうということだった。あの点については、今までも5分や10分ぐらい、私もやったのですよ。ほかの人もそうですけれども、二、三分なんていうことないのですね。そういう差別するようなことはおかしいと思う。先ほど言ったように、不公平なことはしないと管理者が2月の答弁の中で言っているのですね。それは当たり前の話なのですけれども、時間なので以上で終わります。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田和幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

**議長（宮原睦夫議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、浅見裕彦議員の質問を許します。

10番、浅見裕彦議員。

（10番 浅見裕彦議員登壇）

**10番（浅見裕彦議員）** 10番、横瀬町議会議員選出の浅見です。議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

質問入る前に5月の秩父広域市町村圏組合議会の全員協議会、そして臨時議会に病気治療のため欠席しました。関係する皆さんにご心配をおかけしたこと、大変申しわけありませんでした。6月5日に議長、事務局長にお時間をつくっていただきまして、私の現状と今後の治療方向等について説明し、理解していただいたところであります。今回広域の議員となりまして、横瀬町議会議員となったときには、なかなか広域の議会にかかわれない。私も水道職場が長年いたので、何とか水道

のことにかわられないかなと思ひまして、今度の5月の横瀬の臨時議会から広域の議員に選出されたところであります。今まで来た経験をもとに、よりよい水道事業、そういうことをともに考えながら進めていきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。今後体の状況を考慮しながら広域議員としての活動になりますが、その職責を果たすように努めてまいりますので、よろしくお願ひします。また、このように多くの傍聴者が来てくれること大変うれしく思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。大項目としまして、1番が水道職員の技術継承及び育成についてであります。

命の水、生活にとって欠かせない水はあって当たり前となっておりますが、飲み水となるまでには、取水、浄水、配水、それぞれの過程において適正に管理されてこそ安全な水となるものであります。その重要な担い手が、水道職員がいます。各自治体によって、それぞれの管理方法が変わりますが、従事する職員も多岐にわたっています。この広域となった点については、大きな水道事業体が小さな水道事業体を巻き込みながら、その技術を補っていく、こういう点が十分発揮されればよいというふうに思ひます。技術面のマンパワーが十分に発揮できることを願っているところであります。

そこでその中で(1)としまして、各浄水場の、主要浄水場の運転管理の方法についてであります。有人、無人、あるいは24時間管理となっているか、運転管理方法について説明してください。

(2)であります。浄水場の水、何といたしても水質管理、品質管理である水質管理の現状について説明してください。

それから、(3)についてであります。場外施設、これは中継ポンプ場、あるいは管路巡視等があると思ひます。こういうところの管理の概要についての説明をよろしくお願ひいたします。

(4)といたしまして、これはほかの議会の中でも論議された管理運営で、必要な免許取得の状況について説明してください。委託とか、そういう点がふえてきている中で、やっぱり浄水場職員としてのものも必要だというような点があります。これについてどうなっているかについてであります。

以上のこういう点を踏まえた上で、きょうの午前中にもありました水道の技術を継承していくのはどうか、DB方式の中で職員の技術力の継承が危ぶまれるとかとありました。これ岩田議員のほうも言っているところであります。水道職員の育成及び技術継承をどのように行っていくかを説明してください。

次に、大項目の2番についてであります。会計規定の中で特に固定資産の管理について伺うものであります。私も浄水場勤務しているときに、固定資産除却とか固定資産台帳であるとかと、非常に難しい側面、どう管理されていくかという点が必要な中身だというふうに思っていたところであります。今回の広域の平成28年4月に事業統合になった水道事業における会計規定が、ここで決まってきたところであります。これについての各1市4町、皆野、長瀬は水道企業団になっていた



点であります、そういう点での会計規定のすり合わせはどのようであったか。困難を極めたのではないかというのは想像するところではありますが、どのようにしてきたかについて説明してください。

それで、固定資産を管理していく上で、非常に除却資産、減価償却費が50%近くあるというふうな中で、これを管理していくことの重要な点があるというふうに思います。会計システム上でなっているとの説明等もあったところではありますが、固定資産の台帳はどうか、あるいはこの固定資産台帳の中では台帳整理、それから工事設計書、それから精算書で一部除却をした場合はどうかと、こういうのを経過がちゃんとまとまってきていないと除却なかなか難しい点があるというように思います。多くの自治体が一緒になったとなると、設計書から精算書、かなりのところは残っていないと、今後の資産管理をしていく上でも難しい点があるという、そこら辺がどのようになされているかについての説明をしてください。そして、この固定資産にかかわる職員の関係であります。固定資産にかかわらずこの会計規定ですか、ここにかかわる職員がどの程度配置されているか、わかる人間、どういうふうに育てているかについても、この点についての説明をお願いします。それでは、よろしくお願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 10番、浅見議員のご質問にお答えします。

大項目の1、水道職員の技術継承及び育成について順次お答えいたします。

初めに、(1)、各浄水場の運転管理方法についてでございますが、現在36カ所の浄水場が稼働しております。基幹浄水場である別所浄水場、橋立浄水場、姿見山浄水場、小鹿野浄水場、皆野浄水場につきましては、施設に事務所がございますので、巡視や水質の管理を職員が行っております。その他の浄水場につきましては、定期的な巡視やテレメーターなどの通信システムを利用して、各事務所の監視システムや職員の携帯電話などへ異常が検知されると警報が送信され、警報内容を確認するとともに稼働情報をモニターにより施設管理を行っており、内容によっては現場に行く場合がございます。なお、夜間や休日につきましては、シルバー人材センターに宿日直業務を委託しております。

橋立浄水場の夜間につきましては、警備会社が警備システムにより監視をしており、異常が発生した場合は、当番で待機している職員に連絡するよう危機管理に努めております。

次に、(2)、水質管理の現状でございますが、水質検査計画に基づいて各浄水場に設置されている各計器で監視を行っております。水質検査につきましては、水道法に定められている定期的な水質分析検査項目を、同法第20条に適合した事業者へ委託契約を結び定期的に分析を実施しております。原水につきましても同様の分析を実施して、毒物の混入を未然に防ぐため着水井から直接バイオアッセイ、バイオとは生物、アッセイは分析評価を組み合わせた造語ですが、安全確認をする方

法で池や水槽に魚を入れて魚の動きで監視を行っております。水質分析の結果につきましては、水道局のホームページにて公開しております。いずれにいたしましても、安心、安全な水の供給に努めておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(3)、場外施設の管理の概要でございますが、各浄水場やポンプ場につきましては、職員による定期的な巡視を実施し、水質機器やポンプ等は機器メーカーに点検を委託しております。また、漏水調査につきましては、委託契約を年間通して結び、旧秩父市は全路線、全戸全ての調査を実施しております。他の事務所管内は、漏水多発地域を重点的に調査しており、調査により発見された時点で修理を実施するほか、地域住民の方々より漏水の情報を連絡いただいた場合は、速やかに秩父広域管工事業協同組合等へ修理をお願いしております。

次に、(4)、管理運営で必要な免許取得状況でございますが、水道技術管理者を技術継承などの観点から毎年受講させております。ちなみに、水道の広域化後は、5名の職員が資格を取得いたしました。このほか主任電気技術者や消防設備などの資格者が不在な業務は、関東電気保安協会などの専門的業種登録者へ全面委託して管理を行っております。

次に、(5)、水道局職員の育成及び技術継承でございますが、日本水道協会では年間を通して施設等の設計、維持管理などの講習会、あるいは実地研修などの研修会を開催しており、職員へ積極的に参加するように指導しております。さらに、職員が自主的に資格の取得をしやすいように、内容により受験料の全額あるいは一部を補助しております。

続きまして、大項目の2、固定資産の管理について順次お答えいたします。

(1)、水道事業を統合した際の会計規定のすり合わせでございますが、平成26年度、27年度に経理専門部会におきまして会議を重ね会計業務のすり合わせを行いました。業務の内容でございますが、4事業体でそれぞれ運用しておりました収入、支出、振替伝票の統一、固定資産及び棚卸資産の統一、出納及び収納取り扱い金融機関の調整、勘定科目の統一などの調整作業を行ったところでございます。さらに、各種会計業務関係のシステムの統一ということで、予算編成システム、企業会計システム、貯蔵品管理システム、起債管理システムの統一作業を併せて行うとともに、会計業務を別所浄水場内に集約することで事務の効率化を図っております。

次に、(2)、固定資産を管理していく上で必要な書類管理状況でございますが、統一前に各団体に導入しておりました固定資産管理システムを、水道広域化に合わせシステムを統合し管理しております。また、新規の固定資産取得、更新済みの固定資産の除却、予算編成や決算整理時における減価償却費の算定などに活用しております。固定資産の一部除却があった場合にも固定資産管理システムにおいて管理が可能となっており、既存の固定資産台帳から一部除却を行った場合、その一部除却の情報をシステム内で管理しております。

さらに、固定資産台帳とは別に配水管や給水管の情報を管理するためのマッピングシステムを導入しております。地図上の配水管や給水管の位置、口径、管種、延長、布設年度等の情報を確認

できるほか、工事施工時の配水管路図や給水図面の完成図書を参照することも可能となっております。

次に、(3)、固定資産にかかわる職員の配置でございますが、経営企画課7名のうち2名が予算編成、決算整理及び固定資産管理システムの管理運用を担当しております。

なお、予算編成時や決算整理時におきましては、固定資産の新規取得、除却内容を把握する必要がございますので、事業担当箇所と連携をとりながら固定資産の新規取得及び除却内容の把握に努めております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** 回答ありがとうございました。今説明があった中で再質問という形でやっていきます。

各浄水場の維持管理方法についての説明の基幹浄水場ということで別所と、それから橋立、姿見山、皆野と小鹿野というふうな点がありました。今話を聞いているところでは、通常勤務でやっています。私は、浄水場で24時間監視で職員がいてというふうに、それで不具合があったらすぐに対応しなければならないのではないかと、こういうふうなイメージを持っていたところなのですが、説明等聞きますと、ふだんは職員がいます。その後については、土日、夜間については、警備会社から来ます。なおかつスマートフォン等使いながら携帯でもって情報を、アラームと情報を得ながら、あったときにはそこに出勤して対応すると、こういう今の説明だったと思います。それで、水は生き物であるということで、すぐに対応しなければならない。送水ポンプが落ちました。そうしたら立ち上げなければならない。そういう即応性が必要な点についてはどのように対応するのかについて、さまざまな状況があると思いますが、置いてもいい。そのまま置いても何ら問題はないけれども、すぐに対応しなければならない点、こういうようなところの即応性の問題、どのようにしているかについてが、まず1つであります。

それから、水質管理の点についてありました。水質管理の点では、当然水道法に基づく毎日検査、先ほど毎日検査等については、テレメーター、水道法、水質管理、計器についてやっていますよ。濁質、残塩、味というふうな毎日検査があるというふうに思います。これは味は計器では出ないので飲んでみる、味がどうだったか、こういうことも必要だと思うので、そこについてはどのような点がされているかというふうな点であります。

そのほかの水質等については、委託している業者に頼みながら進めているということでありましたので、そこの数値上の点、特に水質の点については違うデータが出ては困る。困るというのは、送ってしまった水が結果的に悪かったということでは済まされないので、そこら辺の必要な水の管理という部分がどのようにされているかというのが2点目であります。

そして、毒物監視の関係であります。先ほどの説明の中でありましたバイオを使った点、取水

については入ってきた池があるから、その池のコイとかというふうな動きを見てわかると。では、出ていった水はどうかと。送り出しのろ過水から出た水についての安全性の確保をどう担保しているかについて、そここのところについても説明をよろしくお願いします。

免許の取得状況であります。必要な水道技術管理者、当然水道事業体でやっていく上でも必要な免許であるので、これは5名いて、年代的にもちゃんとつながっていくとか、一遍に退職しないような形でつなげるということが必要で、そこについては十分配慮されているのかというふうに思いました。そのほかの電気主任技術者であるとか危険物、それから各種研修等については、これは組合でもらった法人等の運営状況の中で、こういう研修を受けていますというふうなのが示されていたところではありますが、例えば私がやめる前に水道施設管理技士制度というのが日水協であるというふうに思います。これは管路と、それから浄水場の運転管理というふうな点に分かれているところではありますが、この施設管理技士も育てていくこと、経験等が必要なところでもあります。これについてどのように扱われているかについての点を説明していただければというふうに思います。技術継承をどう行っていくのかというふうな点であります。本当に浄水場職員というのは多岐にわたって、大きな別所あるいは橋立には職員がいて、広域のところには職員がいます。それぞれの職場については、横瀬町の姿見山、あるいは小鹿野浄水場、続いて皆野・長瀬というふうになると、本当に数人の人数しかいないというふうな、数人いればいいですかね、そういう人たちが、先ほど管路巡視等含めながら多岐にわたってやっていますよと。これもやり、これもやり、これもやりと、水道としてのプロフェッショナルを育ててきているところだというふうに思います。それを広域として今後どうしていくか。今現実的な点というと派遣職員でもってやっていく。でも、プロを育てることという点での、公務員として生きていく中では、多くのそれぞれの職場を回りながら、全体的な住民福祉の向上に役立てる人間を育てることが必要であろうと。それとともに、その見識を持ちながら、なおかつ水道職員としてもいくことが必要だというふうに求められると思いますので、これの一定の継続性を持った長さ、プロパーでいくのがいいか、また今派遣も含めながら、それぞれの市町によっての進め方も違うと思いますが、そこら辺について、今広域で具体的な点、あるいはこのように考えているという点があったら、そのことについての説明をお願いいたします。

以上、質問項目にわたっての説明があった中での私の再質問となりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**議長（宮原睦夫議員）** 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

**田村政雄水道局技監** 先ほどの質問についてお答えさせていただきます。

まず、24時間監視についてですけれども、夜間、土日等、管理をしてもらっているわけですけれども、ポンプ等の復旧の関係でございまして、ポンプについては、基本的には複数台設置してしまっていて、ただ1台壊れても警報は出るようになっています。ただ、1台なので、もう一台が対応とい

うことで、すぐにといいことではないですけども、2台壊れたら困るので、その情報を職員が入手しまして、その状況を携帯とか、あるいは各家庭のパソコンでネットによる、ネットというのか、通信システムの内容で確認ができますので、そのときの判断をもって動いております。

それから、水質管理についてなのですけども、毎日検査につきましては、給水先の末端の家庭にそれぞれ委託をしております。県とか規模の大きいところについては末端に機械等を置いて、その機械の反応を見ているところが多々あるかと思うのですけれども、秩父地域の場合についてはそれぞれの、末端が多過ぎまして、端末の家庭にお願いしていると。人にお願いしているということなので、それぞれの方が毎日水を口に含んでもらいまして味とかの確認もしております。異常があった場合については、直ちに連絡先をそれぞれ記入用紙のところに書いてありまして、浄水場等へ連絡をしていただくと。異常があった場合には、対応するというところでやっております。

それから、水質計の数値、管理についてですけども、警報については、水質計について、水道法で定めてあるぎりぎりの数値で警報は出るわけではなくて、それなりの設定をしているものがほとんどでありまして、悪くなり始めたところでの対応と。悪くなり切る前にはちゃんとやっておこうということで動いております。

それから、毒物についてのバイオの関係ですけども、今入り口については説明したとおりですけども、出口についての担保につきましては、基本的には浄水場、詳しいと思うのですけれども、ろ過池を過ぎたものにつきましては、表面にはもう出ず、そのまま管路で送られているので、ただし荒川本流とか、そういうメーンのところについては、シルバー人材センターの方にやはり夜間泊まっていたいただいております。橋立もそうなのですけれども、毎日水を飲んでいただいております。場内でできた水を最初に飲んでいただくのがシルバー人材センターの方になってしまうのですけれども、機械的なガスクロマトとかそういうもの、1台何千万円もするようなものを36カ所ある浄水場に全て設置するわけにはいきませんので、人にお願いしているところでございます。これについては、水道ではだんだんと浄水場を減らして経費を、結局管理費というのが人件費でもかかるわけなのですけれども、かなりの高額になります。ですから、広域化するときには浄水場を減らしていきましようということで話が始まったことなので、その辺も理解していただきたいと思っております。

それから、免許なのですけども、水道技術管理者資格、取るのは当然ということでやらせてもらっているのですけれども、そのほかに研修、プロパー化とか、そういうふうな話も含めてなののですけれども、職員については、できるだけ免許、電気の詳しい者については電験三種を目指してみなさいとか、そういう話はさせてもらっています。今ほとんど派遣職員なものですから、派遣職員も決して全員若いわけではなくて、だんだんと退職せざるを得ないと。または、各首長のほうに戻りたいという職員も中にはいるわけなので、そういったことをやると、プロパーを育てていかないとまずいのではないかとということで、以前議会のほうでも答弁はさせてもらっております。ですから、完全なプロパー化とか、あるいは完全な派遣職員だけでやるというわけではなくて、だんだん

とプロパーの人数をふやしていくと。広域化したばかりなので、まだプロパーの職員というのは本当に数名で、ふえる傾向ではあるのですけれども、まだ全体から言えば割合が低いところなので、プロパー化を目指してはいるところでございます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** ありがとうございます。なかなか苦勞しながら進めているところだというふうに思います。先ほどポンプのとまってしまったときにどうかというふうな点と、情報は入ってくると。それに対する動きをどうするかというのが大事なところだというふうに思いますので、そのところのポンプが落ちました。予備はあります。予備を回せばいいと。遠方でスマートフォンで起動が変わるか、そういうシステムになっていれば、それでバックアップはできるというふうに思うのですが、今そこまで安全性確保というのはいかないと思いますので、到達できる職員がどの程度の時間かかったらできるのかと、そこのところをもう一回説明していただければと思います。

それから、先ほど全体の中で個々に言ったのですけれども、前提条件、前提というか、雷が落ちました、電気がおこちてしまった、そのときにどう対応するのかというような危機管理対応ですか、これは先ほどもデザインビルドの方式のときに、こうなったときには緊急時の対応とか含めてという話もありました。そういう点なので、いわゆる緊急時対応どのように進めているかというふうな点を1点。

それから、もう一個は、先ほどシルバーの人ということで飲んでもらっているというのは、余りにもなので、ぜひろ過池から出た水をどこかに一回魚類を置いて、その動向で見ててというふうなのでやったら。そんなに難しい施設でなくて、水槽を置いて水が入って出ていくというような、そういうシステムつくってやったほうが、人間がもう飲んでしまったというよりはいいかなと思うので、そこら辺を進めていただければというふうに思います。職員育成ということで、これから動き出したところ、十分提案しながら、各自治体の長もいますので、職員をどう育てるかという点もあると思います。そこら辺についての今のこの話がありますので、十分そこら辺を各自治体の長は尊重してもらって進めていただければというふうに思います。2点ほどになりましたが、再度よろしく申し上げます。

**議長（宮原睦夫議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 専門の立場で建設的なご質問いただき、浅見議員からこういう質問があるという話を事前に伺って、大分専門的に伺うなということで、私も非常に興味持って今聞いていました。危機対応ということは我々も常に考えておりまして、先日新聞にも報道になったかと思うし、私もフェイスブックにも入れましたけれども、職員の伝達訓練というのを行っています。これはもう5年ぐらいやっていると思うのですが、そこではいろいろなICTを使いまして、議員の方にも3階に

詰めていただいて、いろんな情報を瞬時に入れながら危機対応をやっている。その中に水道も加わっているということで、そういう万一の場合には絶対ポンプは落とさないということで進めるという、そういう考え方で我々動いています。常に危機対応というのは、今ご心配いただいたとおりのことはやっていくというつもりであります。

あと、プロパー云々かということなのですが、私の基本的な考え方はプロパーでいきたいという考え方であって、できるだけ専門的な者がしっかり水道事業をやっていくという、そういうスタンスでいくということで、プロパーである程度ハンドリングしたいなというふうに思っています。

私、最近、今話聞きながら、考えていたことで1つ申し上げますけれども、これ実はその現場まで行くというのはなかなか難しいのですよね。要するにポンプ中継場とか、そういう山の中に入っていくの、なかなか難しいところなので、26年のとき大雪がございました。私もそのとき状況をずっと見ていたのですが、ヘリで行ってポンプをあけるという、そういうところも実際に経験しておりますし、我々、今、市のほうとして進めていることで、ドローンを使って、それでその状況を見るという、そういう段階に入って、市のほうではドローンを購入する予定でもおります。ある程度、私自身もドローンを扱う者として、これから水道で山の中に入っていくところにおいては、その現場をまず見ていくということにおいては、ドローンというのは有効な手段だなというふうに思います。その辺のところは水道のほうで、それが使えるのではないかなと将来期待しております。いずれにしても、危機対応というのは全面的にやっていく、絶対水はとめないという、そういうことで全力尽くしますので、どうか専門的な立場で、またご指導いただきたいと思っております。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** それでは、2番の固定資産の管理についての答弁に対する再質問を進めます。なかなか台帳含めながら、でも2年間かけて、あらゆるところというのですか、収入から支出、それから固定資産だけでなくて予算編成、システムの統一、財務諸表の整理というふうなものを進めて、2年間かけて統一できましたというふうに、非常に努力されて進んできたということなので、なかなか市町の独自があるのではないかなというような思いの中だけれども、それぞれをうまくできたというところがあったので、今うまく動いているというふうに認識しているところであります。こんな苦労があったよというのが、もしすり合わせの中で大変なところ、こんな点で1点、ここのところはなかなかうまくいかなかった。でも、こういうふうにして統一できたというのがあれば、そこのところについて説明していただければというふうに思います。それが1つです。

それから、2番目のどうなるかなというふうに、システム上はできています。うまく動いています。その予算要求時にシステム上でできないことは、各市町に行って、そこから資料をもらってやりますと。今のその答弁を聞くと、それぞれの、どこで一括管理しているかという、あるいは設計書であるとか精算書であるとか固定資産台帳、それから設備台帳一括してではなくて、まだまだ

それぞれの市町においても持っているものから、そのデータをもとに除却をしていくかなというふうな、私は認識なのですが、今の説明だというと、いや、全部、このシステム上でできますというふうになっているのですね。個別の固定資産というのは、一括であっても、それを全部取りかえるなら、そのままいくのだけれども、部分除却をしていくときに、例えば先ほどありました、後で工事等も出てきますが、電気計装設備の工事があります。この中で電気のこの盤を取りかえました。ここのポンプを取りかえました。それが一つの工事になっているときに、これを除却していくというのは、非常に私は困難をきわめていた、今までのつくってきた点があって、そこら辺が一括管理していきますということを回答で出てきたので、うまくいっているかなというような点で、もうちょっとその除却履歴等が、ちゃんとそれぞれの自治体によってもやり方違っていたのではないかなという記憶、こっち勝手な思い込みなので、いや、そこら辺も十分にちゃんと統一されて、こういうふうになっていますというふうな説明されると、ああ、なるほどと安心できるので、再度その説明はよろしくお願いします。

あとは、固定資産の管理にかかわる職員はということで、経理を中心に進めているということで、ただこれは設計をしていく人、工事をしていく人、この部分を変えるのだと。その中身がわからないと、この除却等含めながら固定資産管理できないというふうに思いますので、より多くの職員がこれにかかわることは必要だというふうに思いますので、再度そこら辺についての考え方について説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（宮原睦夫議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳経営企画課長** 浅見議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、固定資産管理の中ですり合わせの結果、特に大変だった点については何かあるのかというお話のご質問でございますが、やはり先ほども局長が答弁させていただいたとおり、固定資産台帳の見直しを進めるに当たって、それぞれの各自治体での管理の方法があったということでございます。1つの固定資産の管理の方法を詳細に台帳上にデータが入っている団体もあれば、一括して入ってしまっているという団体もあるというところの部分、いかにすり合わせをして情報量を多くするかというところの部分というのが、やはり一番大変だったということの状況でございます。また、今後固定資産台帳の部分の中で、取得の古いものの部分に関しましては、各それぞれの市町で管理した内容の情報量が特に乏しいもの、この台帳というのは当然現在の中でもございます。その内容の部分については、固定資産台帳の見直しを随時実施しているところでございます。見直し作業に当たりましては、統合前の各団体の決算書並びに工事関係の決算図書、紙ベースの固定資産台帳等を精査させていただきまして、統合後の固定資産台帳に必要な情報を追加しているというふうな形で、随時更新を行っているところでございます。

さらに、固定資産の除却についてでございますが、この一部除却についてでございますが、既存



の固定資産台帳の除却を行う場合、これは台帳の帳簿価格を全て除却する全部除却もございまして、数量の、先ほど議員がお話しておりましたような、それぞれの内容に応じた除却、特に例えば配水管の管路については、その布設替えを行ったメーター数によって一部除却というものが発生していく形の内容となっております。この内容の部分の中の更新した戸数や金額に算出されている内容の延長等を考慮いたしまして算出できない場合につきましては、更新工事の内容と金額に応じ案分という形での方式で除却をさせていただいている状況でございます。

職員の対応の部分でございますが、今後、議員さんご質問させていただいているとおり、専門職の部分というのがかなり意図が大きいということでございますので、なるべく経営企画課の中の経理を担当している中でも、新たに職員の部分の中で順次担当者を回す方式をとりまして、職員については順次対応していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** ありがとうございます。なかなか難しいというような点は重々承知の上で、あえてこの質問しているところでありますが、一括というか、それぞれの工事で一括で上がっていたのをこれを今後ずっと更新していく中でどう除却していくのだろう、固定資産を管理していくのだろうと、本当に難しさは重々承知しているところなので。でも、それをやっつかないと、実際上に今度管理していく中で、次はこれ、更新する時期がいつだ、これはこうだ、あるいは壊れたときはどうかというような点があるので、紙ベース、みんな電子であれば、それは見ればいいではないか。でも、紙ベースもやっぱり必要なところだというふうに思うのです。実際にこういうふうに見て、ものがこうだ、それからあとは設計書と、それから精算書という、総係費がこれだけかかりましたというのは精算書で見ないと出てこないし、設計書ではこれやって、ではこの固定資産台帳のこの金額がどこから出てくるのだというのは、設計書、精算書、それを見て初めて出てきて、それが固定資産になっていくというものだというふうに、私は思っているのです。そういう点でなるべく、後からやってもすぐできるような形に、だんだん、だんだん努力していただきたいと言いたいのですが、そういう点に行きながら進めていただければと思います。

配管等については、それは当然何メーター、何メーター、ここだというの、それは案分等でいくところだというふうに思います。固定資産管理について、これからはいろいろな手だてをとりながら、なおかつ一括で集中管理できるように、例えば別所だったら別所に全部そろえて、ここにあれば何でもこれから調べていけばできると、そういうふうに進めていってもらえればというふうに思うのですが、そこら辺についての考え方どうですかということで、よろしくお願いいたします。

**議長（宮原睦夫議員）** 答弁はよろしいですか。

**10番（浅見裕彦議員）** 答弁ください。

**議長（宮原睦夫議員）** 経営企画課長。

(古屋敷光芳経営企画課長登壇)

**古屋敷光芳経営企画課長** 議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

固定資産管理そのものは、議員もおっしゃっているとおり非常に難しい部分というのがございますので、今後経理そのもの自体は、別所に集中して1カ所で行っているというのが現状でございます。その中で特に固定資産に関しましても、先ほども答弁させていただいたとおり、関係事務担当箇所と協議を行いながら、固定資産台帳の精度を高めるという形で今後努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長(宮原睦夫議員)** 10番、浅見裕彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(宮原睦夫議員)** これより議案審議に入ります。

議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 議案第12号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきまして、別冊の平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。

お手元の冊子をごらんください。最初に、決算書の2ページをごらんください。2ページから5ページは、水道事業決算報告書でございます。これは款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対する決算額を示したものでございます。これらの金額には消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその総額を含んだものとなります。

まず、2ページ、3ページは、収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第1款水道事業収益の欄に記載してございますとおり32億7,091万5,186円でございます。その内訳は、第1項営業収益24億2,952万2,101円、第2項営業外収益8億4,019万7,966円及び第3項特別利益119万5,119円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款水道事業費用の欄に記載してございますとおり26億489万1,448円でございます。その内訳は、第1項営業費用24億5,580万9,300円、第2項営業外費用1億4,341万2,705円及び第3項特別損失566万9,443円でございます。

次の4ページ、5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。

ます。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄に記載してございますとおり28億5,703万3,770円でございます。その内訳は、第1項企業債5億9,470万円、第2項出資金11億799万1,000円、第3項他会計負担金7,146万2,770円及び第4項県費補助金10億8,288万円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款資本的支出の欄に記載してございますとおり45億587万2,718円でございます。その内訳は、第1項建設改良費38億2,857万2,571円、第2項企業債償還金3億5,193万6,551円及び第3項割賦購入償還金3億2,536万3,596円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16億4,883万8,948円につきましては、4ページの欄外に記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金より補填をいたしました。

次の6ページには水道事業損益計算書でございまして、平成30年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目でございます営業損失は1億4,712万5,302円と、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支では赤字でございます。これは料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支では黒字を計上できなかったものでございます。

ここで注意が必要なのは、中段にあります3、営業外収益の(4)、長期前受金戻入3億5,577万9,735円でございます。長期前受金戻入につきましては、昨年度も注意いただきたい点としてご説明させていただいておりますが、これは平成26年度から公営企業の新会計制度により記載が求められたものでございまして、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計算することとなったものであり、現金収入を全く伴わない収益であるため、見かけ上の収益と言えるものです。

次に、下から4行目の当年度純利益は4億6,049万4,803円とし黒字になっておりますが、これは先ほどご説明いたしました長期前受金戻入の3億5,500万円余りが計上されているためでございます。従来会計制度ではこれだけの黒字は計上できませんでした。幾ら見かけ上の純利益が計上されても、施設の改修に必要な現金が増加しているわけではありませんので、この点を踏まえ慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

この当年度純利益の次の行の前年度から繰り越した利益剰余金5億845万7,655円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額3億1,269万9,551円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金12億8,165万2,009円の金額となります。

それでは、平成30年度収支の主なポイントにつきまして何点か申し上げます。6ページ、損益計算書をごらんください。前年度と比較し決算額に大きく相違がある部分についてご説明いたします。

まず、収入といたしましては、1の(1)、給水収益につきましては、前年度と比較し約1,363万円の増額となっております。これは一般使用者の料金収入は減少しておりますが、大口需要者の使用が増加したことによるものでございます。

3の(2)、他会計補助金につきましては、統合時の覚書により簡易水道不採算経費補助金や水道料金差額分補助金など、構成市町から新たな補助金をいただいておりますが、1,561万円ほど減少しております。

3の(5)、雑収益につきましては、広域化事業に対する定住負担金が、前年度比870万円の減、落雷被害を受けた施設等への保険金収入が649万円ほどの減で、全体で1,426万円の減額となりました。これが事業活動におけるポイントでございます。

続きまして、支出でございますが、前年と比較した平成30年度の支出のポイントは、2-MIB対策等のための薬品購入費が減ったことによる薬品費885万円の減及び修繕費は1,336万円減、漏水修繕448万円及び検満量水器等の交換修繕888万円が減額となりました。

人件費につきましては、人事異動に伴い職員の若返りにより1,687万円の減額で、動力費につきましては1,449万円の増額となりました。

減価償却費及び資産減耗費につきましては、更新工事の増加に伴い減価償却費3,347万円、資産減耗費1,517万円が増額となりました。また、施設の維持管理を統一していくため、定住自立圏事業として遠方監視装置の導入を計画的に進めているほか、効率的な維持管理のための業務の見直しを図り、安心、安全でおいしい水を供給し続ける水道事業の実現に向けた事業を展開いたしました。

次の8ページから9ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が平成30年度内にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。

なお、これら剰余金の平成30年度末の金額は、11ページの貸借対照表の資本の部に記載してあります。

次に、8ページ下段、水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明いたします。

平成29年度剰余金処分後に繰り越した未処分利益剰余金5億845万7,655円及び今年度純利益4億6,049万4,803円、積立金使用に伴うその他の未処分利益剰余金変動額増加分の3億1,269万9,551円を合わせた12億8,165万2,009円のうち5億円を減債積立金に、平成29年度に減債積立金として取り崩したことで発生した現金の裏づけのない剰余金2億8,688万94円を資本金に、それぞれ処分するものでございます。このうち減債積立金につきましては、処分案が可決されれば企業債元金償還金の財源として使用が可能となりますので、今後補填財源として使用してまいりたいと考えております。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財政状況を明らかにするため、平成30年度の期末時点において保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。

10ページの一番下でございます資産合計は399億951万4,057円、11ページ、17行目の負債合計は169億7,310万5,848円であり、下から2行目に記載の資本合計は229億3,640万8,209円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表による注記、14ページから31ページにかけて水道事

業報告書、32ページは水道事業キャッシュ・フロー計算書、33ページから35ページは収益費用明細書、36ページ及び37ページは固定資産明細書、38ページから45ページは企業債明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目が、水道事業会計決算審査意見書の2ページに有収率の話が書いてあるのですが、水道局の有収率が78.6%で、有収水量が86万立米、収入では1.6億円分ほどになる有収水量の改善が依然として大きな課題である旨が記載されているのですが、先ほどもちょっと触れたかなとは思いますが、平成30年度の水道事業において、この有収水量改善に向けた取り組み、工事、その他についてどのようなことを実施したのか。

また、資本的支出で漏水対策、低有収率を改善するための金額、どのぐらい投資を行っているのかをお伺いできればと思います。先ほど448万円減額という、漏水対策の工事が減ったという話はちょっと聞こえたので、全体的にどのぐらいあるのかを教えてください。

2点目が、同じく決算審査意見書の7ページに流動資産の話が書いてあるのですが、流動資産のうち現金預金が42億3,000万円ぐらいあって、そのうち30億円分が定期預貯金になっています、運用しますと。意見書の中には、預け入れ先の破綻について危惧される旨が記載されているのですが、これらの対応は危惧されるだけで大丈夫なのか、対応を何か考えているのか、お伺いをさせていただきます。

3点目、同じく決算審査意見書の7ページに書いてあるのですが、水道料金における過年度分収納未済額について、過年度分の収納未済額が1,555件、1,482万8,154円、収納率が69.4%ということで、過年度分の収納未済額の対応についてどのようにする考えがあるのか、お伺いさせていただきます。

以上3点です。お願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 黒澤議員の質問にお答えいたします。

有収水量改善に向けた取り組みでございますが、重要性和緊急性の組み合わせによりまして優先順位をつけて布設替え工事を実施しております。具体的に申し上げますと、重要性枠には、管分類と口径、駅や公共施設等でございます。緊急性枠には、漏水履歴と管種を当てはめて、重要かつ緊急を要する管路から布設替え工事を実施しております。平成30年度の老朽管更新工事の実績でござ

いますが、決算書の28ページの上段の業務量の表をごらんいただきたいと存じます。28ページ、上段、業務量の表の原水及び浄水設備工事が、全体で16億5,133万890円のうち、老朽管の布設替えに要した工事が2,271万2,400円、1.38%でございます。配水設備工事の20億1,504万5,390円のうち、布設替えに要した工事が11億7,791万2,368円、58.46%でございます。これは委託設計も含まれております。工事費全体比率に直しますと32.75%となっております。また、漏水の修繕でございますが、30年度の漏水が送配水管、本管でございますが、67件、給水管が926件、合わせて993件でございます。金額が7,360万円余り。前年度が、本管の修繕が85件、給水管の修繕が863件、合わせて948件、修繕費が7,600万円余りでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 3番、黒澤議員のご質問について順次お答えいたします。

まず、水道局の運用資金といたしましては、現在定期預金を利用した資金運用を行っております。定期預金の預け入れ先金融機関の選定につきましては、水道事業の会計規則に記載されております出納及び収納取り扱い機関の中から選定をしております。出納及び収納取り扱い金融機関から選定することによりまして、水道料金等の収納業務において日常的に取引がございますので、日々の経理業務の中で経営の健全性を確認しやすい面があると考えております。また、定期預金の利率だけを見て運用してしまいますと、利息の高い1行に資金が集中してしまう面がございます。管理者からも資金の安全性を確保するため、資金の分散を運用するというご指示が出ておりますので、3行に資金を分散して定期預金で運用しております。今後の資金運用に当たりましても、新聞等、第三者情報の把握に努めるとともに、日々の経理業務中で預け先の経営の健全性を注視し、資金の安全性を優先した上で効率的な資金運用を行っていきたいと考えております。

次に、収納未済額につきまして、どのような状況で、どのように対応するものなのかでございますが、使用者の負担の公平を図る観点から毅然とした態度で未済額の解消に努めております。しかしながら、解消に至らないケースもあることも確かでございます。未収額及び収納率の状況につきましては、平成30年度の過年度調定額、これは決算意見書のP7にございますが、4,847万5,691円のうち、平成29年度分は3,371万2,287円ございまして、そのうち95.4%の3,216万8,064円は、平成30年度中に収納済みとなっております。未収となってから期間が過ぎますと、固定的な未収となる可能性も高いことから、早目な対策を講じるという形で対策をとっております。また、収納率の向上を図るため、平成30年7月よりペイビーといいます新しい料金の収納、支払い方法でございますが、こちらのほうも採用をさせていただきました。今後の未収も解消につながる方法を模索している状況でございますが、現在委託をしているちちぶ広域水道お客様センターの職員が未納者に対し、分割払いの提案や相談、誓約書の取り交わし等、継続して粘り強い対話を行いまして、未納額の解

消に努めているところでございます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 3番、黒澤議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。1点だけ再質問なのですが、漏水対策としては、年間、毎年かなりの件数がある、お金も費やしているわけなのですが、総務省のH29、C4というのですか、同じ規模の水道事業者の平均が84.3%、一方で水道局、我が水道局の有収率が78.6%ということなので、これ毎年漏水をして修繕かけていますけれども、いつになったらそのぐらいになるのかというおおよその検討があるのかというのと、それはないにしろ、これはもうイタチごっこのように、古い老朽管は、年がたてばどんどん1年ずついろんなところが古くなっていくわけで、半永久的にこの古い老朽管を変え続けなければいけない。先ほどあった金額に近い額を毎回やっていかなければいけないということなのか。その辺について、正式にこういう回答ですということじゃなくて、おおよそこんな感じで考えておりますという答弁で構いませんので、お願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 黒澤議員の再質問にお答えいたします。

毎年10億円程度の本管の布設替え、そして漏水管の修繕も900件、1,000件近いような修繕を行っておりますけれども、本管の布設替えのときに本管からメーターまでの交換を現在基本的に実施しております。有収率の改善に努めております。900、1,000件近いご家庭の給水管の漏水、これがかなりのウエートを占めているのかなということが考えられます。

（「今後もそんな感じですか」と言う人あり）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 今後も……

（何事か言う人あり）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 個人の資産で本管からメーターまで、メーターから先も個人の資産ということで現在管理をしておるのですが、漏水は本管からメーターまでの範囲を漏水の修繕を行っております。そういう中で本管布設替えに伴いまして、メーターまで全て新しい管に取りかえるということで、個人の給水管の漏水も徐々に少なくなっていくということをご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** 質問は、この決算書と意見書両方一緒でよろしいですか。

**議長（宮原睦夫議員）** はい、どうぞ。

**10番（浅見裕彦議員）** では、両方一緒に伺います。まず、意見書からなのですが、4ページになります。会計システムの関係で、毎月2万件を超える水道料金の算定、収納の管理等の業務は、民間

会社に委託して行っている。件数が多いだけに、間違いがないように引き続き注意する必要があると、こういう指摘をされているところでもあります。この件について、間違いがあったのかというので、あったとすればどういう内容なのか。それから、また注意するとは、具体的にどのような方法を考えているかについて、それが1点であります。

次に、11ページであります。意見書のほうです。これは先ほど管理者からも答弁がありました。緊急時対応強化策についてということで、ここでも11ページの中で、災害・事故等における緊急時対応力の強化等、解決すべき課題は尽きないというふうに記載されているところでもあります。緊急時対応強化策について、当局どのように行っているかについての説明をお願いいたします。

次に、決算書に入ります。決算書のまず12ページに当たります。先ほども固定資産、何でそんなにこだわるかと言われるかもわからないのですが、主な耐用年数で幅があります。15年から50年、それから構築物については30年から60年、機械及び装置、8年から17年、車両ということで、これは36ページの中で機械装置の中では、電気設備、ポンプ設備、塩素滅菌設備、薬品注入設備、量水器、その他機械装置とあります。こういうふうに分かれているので、具体的に水道局として、この耐用年数は、このものについてはこうだという定めがあるかどうかについての点が1点であります。

それから、15ページになります。この中で工事の中身であります。別所浄水場4系の沈殿池制御設備更新工事という名前になっています。この工事を見ると制御設備更新と書いてあるのですが、排水ポンプ設備、雑排水とかコンプレッサーとか床排水、排水弁の空気作動、排水管、こういう中身を見ると機械装置というふうに見えるのですが、制御設備だと固定資産の電気設備に当たるのではないかということに思えるので、完成後の台帳整備どのように行われるのかについての説明をよろしくをお願いいたします。

それから、このページ15から工事がいっぱいあるので、この工事全般についてなのですが、区分が原水及び浄水と、それから配水設備という分け方によって区分されています。送水ポンプも、これ原水になっているのですが、これは原水なのですかということなんです。送る側なので配水ではないのかというふうに見えるのですが、そのところの位置づけがどうかです。

それから、両方にかかわる工事の関係であります。例えばこの工事の中では、別所浄水場の関係とかで、全体工事をするときに、これは原水か配水か、アロケーションの問題とかで分けられるところがあると思います。工事によって全部、原水あるいは配水、これのアロケーション、比列配分の方法、これが定まっているかどうか。両方にかかわる工事の定めがされているかどうかというふうな点であります。

それから、改修工事、例えば16ページなのですが、中段に小鹿野浄水場受変電設備改修工事という名前があります。それから、23ページに小鹿野町第6増圧場増圧ポンプ緊急修繕工事との工事名があります。こういう点での修繕工事も、これは改良工事というふうに資本的収支の中に入ってくるかどうかという点があります。



次に、21ページです。ここは、横瀬の議員なので横瀬に関する関係です。21ページ、横瀬町の工事が6、ここに載っています。これを見ると主要業者が地元でとった業者1社というふうに見えるのです。ほかの圏内業者育成、あるいは地元業者育成という形の中をどのように配慮するのか。工事に参入はできるけれども、それは自助努力の点もあるというふうに思いますが、その参入する機会が設けられているかどうかというふうな点、地元育成についてどのように考えるかというふうな点についてどうかという点であります。

最後になります。39ページになります。企業債の関係であります。ここで一番上の建設改良費等の財源に充てるための企業債で財務省の財政融資資金であって、今未償還残高が6,879万2,000円あります。利率は5.50%ということで、非常に高利率の起債になっていると思います。繰り上げ償還等に該当しないかどうか、そこらの検討含めてどうかについての質問であります。多岐にわたりましたが、よろしくをお願いします。

**議長（宮原睦夫議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳経営企画課長** 浅見議員のご質問につきまして、私からは、収納管理の業務の民間委託について注意することは具体的にどのような方法をとっているかの件、有形固定資産の耐用年数について、また完成後の台帳整備などはどのように行うものなのか、最後に企業債の繰り上げ償還について、順次ご説明をさせていただきます。

まず、水道料金の算定の部分でございますが、収納管理等、水道料金に係る窓口業務全般について、ちちぶ広域水道お客様センターを設置し、委託業者による管理を実施しております。この委託業者が作成する水道料金の算定に関する伝票類につきましては、水道局経理担当職員が最終確認をすることとしております。また、注意することの具体的な方法といたしましては、月に1度、委託事業者との定例会並びにモニタリングを実施しており、業務の内容を確認するとともに、業務の見直しに関しましても話し合いの場を設けております。また、30年度におきましては、水道メーターの読み間違いによる料金の算定誤りが64件報告されております。水道局といたしましては、本年4月に更新したハンディターミナルという検針時に使用する機械でございますが、こちらの記録装置の充実を図るなど、検針の誤りを未然に防ぐよう対策をとっております。

次に、地方公営企業が保有する償却資産については、地方公営企業法施行令第14条により定額法もしくは定率法等により行うこととされております。当水道局におきましては、予算上、有形固定資産、無形固定資産の減価償却の方法を定額法で定めてございます。この定額法により、継続しまして、この償却方法を採用している状況でございます。

決算書12ページ、注記におきましては、固定資産の建物、構造物というような種類ごとに取りまとめて記載をしておることから、年数に幅を持たせた形の記載となっております。また、有形固定資産の耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則第15条、別表第2号、有形固定資産の耐

用年数表に倣い耐用年数の設定を行っております。実際に固定資産を作成する場合には、細目に応じた耐用年数を設定しておりますので、組合として独自の基準を設けて耐用年数を設定しているわけではございません。

次に、別所浄水場4系沈殿池制御設備更新工事による取得でございますが、有形固定資産につきましては、機械設備として2品目、電気設備として3品目、ポンプ設備として2品目の合計7品目に分割し、設備ごとの固定資産システムに登録をしておりますのでございます。取得した資産に関しましては、後々の台帳管理がスムーズに行えるよう、できる限り細分化した上で資産登録を行い、適正な資産管理を行うこととしております。

最後に、繰り上げ償還についてでございますが、財政融資資金、地方公共団体金融機構等、公的資金につきましては、繰り上げ償還することが可能でございます。ただし、繰り上げ償還する際には、借り入れ団体が融資元に対し、補償金を支払う条件となっております。補償金につきましては、融資元が支払う予定であった将来利息相当分、運用利益等を考慮した金額を支払う必要がございます。平成30年度決算審査の際に同様にご質問をいただいております。融資元に確認をしたところ、参考ではございますが、将来の利息支払額と補償金の額は同額でございました。以上のことから繰り上げ償還によるメリットは、ほぼないと考えております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 決算書の意見書、11ページ、災害・事故等における緊急時対応力の強化についてご答弁申し上げます。

災害・事故等の緊急時に水道局がなすべき最も重要な任務は、住民のライフラインである水道水を確保することであると考えます。当水道局では、老朽化した施設を基本計画に基づき広域化に伴う交付金を活用し、施設の統廃合、配水ブロックの再編成など、施設の耐震化を踏まえた上で、断水のリスクの少ない自然災害に強い施設として更新を進めているところでございます。また、水道局が加盟する日本水道協会では、大規模な地震による水道災害への取り組みを県北、全県、関東などのブロック、全国などの規模で行っており、昨年度においては栃木県宇都宮市で行われた北関東ブロック合同防災訓練に当水道局も参加し、各水道事業体間の連携を図るとともに、協力体制の確認をしております。今年度におきましては埼玉県支部が中心となり、さいたま市での開催を予定しております。当水道局も地元事業体として参加する予定でございます。

さらに、地元の秩父広域管工事業協同組合と災害協定を締結しており、秩父地域における有事の際の連携を行っております。

その他水道局内においては、平成29年2月に秩父広域市町村圏組合水道事業危機管理マニュアルを策定し、災害発生時活動方針等をマニュアル化して定めております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

**田村政雄水道局技監** 浅見議員の質問されました15ページの決算書の区分、ポンプの件についてなのですが、お答えさせていただきます。

区分なのですが、広域化の統合前に各事務所、あるいは秩父市の水道部の浄水課なのですが、あるいは工務課で、箇所を引き継がれた区分の分け方で今までやっております。決算書では、取水場から浄水場までの施設を原水及び浄水設備工事、配水池からそれぞれの施設までを配水設備工事としております。ただ、横瀬管内にある寺坂浄水場配水池送水ポンプなどにつきましては、現在浄水場ではなく配水池として使われておまして、そのため配水設備工事として位置づけられております。また、小鹿野浄水場の改修工事と書いてあるものにつきましては、高圧気中負荷開閉器、通称バスと言っているのですが、それについては物の入れかえということで、これも建設改良費となります。

それから、あと23ページの緊急修繕という欄がございますけれども、これにつきましてもポンプの本体の更新、これ台帳に入っているものなのですが、ということで建設改良費ということでやらさせていただいております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 契約検査課長。

（富田豊彦水道局次長兼契約検査課長登壇）

**富田豊彦水道局次長兼契約検査課長** それでは、浅見議員からの最後の質問になろうかと思っておりますけれども、決算書の21ページ、横瀬町に係る工事の中で地元業者への発注する配慮がないのかというような趣旨のご質問だったと思うのですが、水道局で発注する工事の入札方法、それから業者の選定等については、水道局ホームページの中の入札というページの中に入札制度として掲載し、皆さんに閲覧してもらえようようにしてございます。この中で原則として設計金額が1,000万円以上の建設工事は、一般競争入札として圏域内の業者を優先した参加要件としております。さらに、圏域内の1市4町の案件につきましては、それぞれの地域内の業者を考慮し、最優先とした参加要件とするようにしております。また、指名競争入札、これにつきましては、原則設計金額が1,000万円未満の建設工事として圏域内の業者を優先して指名し、一般競争入札の参加要件と同様、圏域内の1市4町については、それぞれの地域内の業者を考慮し、最優先して指名業者を選定しております。平成30年度に横瀬町の工事に係る受注業者は、配水管布設及び布設替え工事で横瀬町町内の業者1者と、それから横瀬町以外の圏域内、秩父圏域内の業者が2者、それとポンプ及び電動弁更新工事では、県内の業者が3者というような状況でございました。横瀬町の業者が少なかったという点につきましては、設計金額が1,000万円未満の布設替え等の工事が1件であったこと、それから

1,000万円未満でもポンプ等の特殊工事が多かったためというふうに考えております。水道局といったしましては、できる限り圏域内、さらには地域内の業者が受注できるように参加条件等を考慮してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

(何事か言う人あり)

**議長（宮原睦夫議員）** 技監。

(田村政雄水道局技監登壇)

**田村政雄水道局技監** 済みません。アロケーション、区分分けなのですけれども、基本的には浄水場まで、取水から浄水場の中の工事まで、ですから浄水場から配水池に送る場合もあるのですけれども、それについては基本的には原水、浄水という形、また場外の配水池等からについては、配水、給水という形を基本的には考えているのですけれども、まだ完全に全部が全部細かく統一しているというのではなくて、予算計上したときの報告となっていますので、多少の行き違いはあるかもしれないのですけれども、そんなふうには考えていきたいと思っています。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** ありがとうございます。3点ほど再質問させていただきます。

1つは、先ほど会計システム上では64件の読み間違いがありましたということで、今それに対するモニタリングだとか話し合いをしながら進めていくということであります。先ほど黒澤議員の質問の中でも未収金の関係で何て言うんですかね、ちょっと言葉が出てこないですが、お金をもらっていないところの対応は誰がやるかといったら委託業者がやるという答弁もあったというふうに思います。そもそもは行政がやるものを、それは委託業者にやらせる中身ではなくて水道職員がやるところではないかなと考えます。その考え方を、ここでちょっと、先ほどの秩父広域の委託業者ということではなかったので、そこと併せての質問になってしまうのですけれども、その今、私が言った未収について、その請求を委託業者がやるということについて丁寧にとということがありましたが、そのことについてどう考えるかについて、ひとつお願いします。

それから、2つ目は、今説明があったところの、私、さっき工事が見つからなかったの、今ここだったなと思ったのですが、例えば橋立浄水場の機械・電気計装設備等更新工事継続と橋立浄水場の電気・機械設備管理棟本館とあって、管理棟本館は送水も配水も持っているから、だからアロケではないかなというふうに見たのですが、そこら辺がどうかという点について、もう一回、もう配水装置に送ってしまった以降が配水なので、ここは全部原水と見ているかどうかについて再度お願いします。

それから、もう一点の配水工事は、やっぱり工事は改修工事は修繕工事でいかざるを得ない、見るのに。先ほどこれ建設改良に含まれていると言うけれども、工事の名前のつけ方で、修繕工事だ

という、これは収支の中でいくというふうに私は見えてしまうのですが、一般的にその説明されないただけれども、工事を見たときに修繕工事というふうになるのだけれども、そのところが、工事発注の名称をつくる時に、決算やっていくときに、この工事の名前は違うのではないかとというふうに行くべきではないかと考えますので、そのところについての説明をよろしくお願いします。

済みません。最後、もう一点、繰り上げ償還については、前から補償金を払わなくてはというのは言われていたので、それわかったのだけれども、そのところ免除するというのが、前、高料金対策等が出ていたのでどうかなというふうに調べてみました。私も見て、最近で出ていなかったの、古い10年ぐらい前の資料ではそういうところがあったので、今はそういう制度が、相手方が補償金をもらいますよ、何のメリットもないというか、ということの確認で、今はそういう制度としてあるか、ないかについて教えてください。よろしくお願いします。

以上です。

**議長（宮原睦夫議員）** 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

**田村政雄水道局技監** 浅見議員の質問に対して、管理棟とアロケーションの割合、それから名称について説明、回答させていただきます。

管理棟につきましては、浄水場を管理する、取水から浄水場で水をつくるまで、配水池まで送るまでのものについての操作機能を備えた浄水場として今回築造しました。ですから、橋立浄水場の管理棟につきましては、本館につきましては、原水、浄水という形になります。

それから、工事名の件につきましては、これはまた予算計上するときに名前を局内で整理してやっていきたいと思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳経営企画課長** 浅見議員の再質問についてお答えさせていただきます。

委託業務の部分の中で、特に収納業務についての考え方ということでございますが、水道統一前の部分の秩父市の水道部の段階から、収納業務の関係につきましても外部委託されておまして、一つの包括業務ということで、統一後も一つの業務の中という形で外部委託をさせていただいておるところでございます。職員の人数にかかわる内容にかかわってくるところでございますので、できる限り職員のほうも携わっていきたくは思っておりますが、ご理解をいただければと思います。

また、繰り上げ償還の関係でございますが、現在は先ほどご回答させていただいたとおり、融資元のほうからでは補償金の部分も含めた形で返却しないと返却できない制度という形の部分となっておりますので、現在のところでは繰り上げ償還を進めてもメリットがないというように解釈をし

ておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

**田村政雄水道局技監** 先ほどの工事の名称について、改めてつけ加えさせていただきます。

改修工事、それから修繕工事、それから緊急修繕という形で今回載せさせていただきますけれども、今回3条になるのではないかという話になるかと思うのですけれども、今回の内容につきましては4条に当たるものでございます。ただ、先ほど言いましたように名称については改めて検討していきたいと思っております。

以上です。

**議長（宮原睦夫議員）** 10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** それでは、最後。先ほど地元業者へのという形で、金額によってということでありました。できること、これはちょっと言い方はうまくないかもわからないのですが、例えば管路という形でいくなれば、もうちょっと分割すれば地元も入りやすくなるのではないかなというところがあります。工事1本のほうがやりやすいのですが、それを分けることによって地元の受注できる機会がよりふえるのではないかというふうに思います。そこら辺についての考え方はどうでしょうか。もう一度よろしく申し上げます。

**議長（宮原睦夫議員）** 契約検査課長。

（富田豊彦水道局次長兼契約検査課長登壇）

**富田豊彦水道局次長兼契約検査課長** 浅見議員さんの再々質問になろうかと思っておりますけれども、お答えさせてもらいたいと思っております。

先ほども設計金額に応じて一般、それから指名というような形で分けしているというお話をさせてもらいました。実はその中でも土木工事における工事につきましては、業者の格付で、金額によって格付というところで、これ規定の中で制限が、県もあるかと思うのですけれども、ございます。具体的に申し上げますと、横瀬町の業者さんは、Aの業者さんが1者、Bの業者さんが4者、Cが5者というような状況なのですけれども、これらの格付の中で工事のほうを発注しているというような状況がございますので、管路と工事を分けるという方法もあるかと思います。それについてはまた別な話なのですけれども、現状そういった形になっておりますが、できるだけBとかCとかというような業者さんが受けられるというようなところについては、地域の業者さんを限定した形で指名等させてもらうようなこともしておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

**議長（宮原睦夫議員）** 他に質疑はございませんか。

2番、山中進議員。

**2番（山中進議員）** 2番、山中です。私は、かぶるところが大分あったのですけれども、有収率

と、それから有収率が低いとされている部分における漏水している施設、それがわかっているならば教えてください。

それから、もう一つは、全体の石綿管の残っている距離数、それからこれの更新の進捗状況、今後の計画と、石綿管がいっぱいあるところの自治体としてどういう対応をとっているのか、このことを聞かせてください。

また、有収率と収納率、今度は水もそうなのですけれども、先ほど10番議員も言っていましたけれども、3番議員も言っていましたけれども、滞納世帯に対する対応、これは意見ですから聞いておいてもらえばいいと思うのですけれども、やっぱりきちっと職員がいて対応すべきだと思います。外注でなくて、委託事業でやる業者ではなくて、やっぱり責任持ってやるわけですから、やってほしいと思っています。

それから、資金的収入、4ページになるのですけれども、割賦金等が収入で入っているのですけれども、ダム割賦金に対する自治体、それから幾つあるのか、それからダムに割賦する金額は幾らなのか教えてください。

それから、この説明の中でダムの割賦金と簡易水道のことも出ていましたけれども、簡易水道の保有数がある自治体、行政、幾つあるのか。今後どのような管理をしていくのか、教えてください。

もう一つは、水道の未設置、この水道局でまだ未設置の箇所があるのかどうか。それも教えてください。

**議長（宮原睦夫議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 山中議員の質問にお答えいたします。

漏れている施設がわかるかということでしたが、施設内の漏水については把握はしてございません。施設から出ていく量については、流量計がございますので、特定の施設でふだんより多く流れていると漏水があるということで、その流域の調査を進めているところでございます。

また、石綿管の平成30年度末の残存延長でございますけれども、52.4キロ、局内でございます。内訳でございますが、秩父市が48.6キロ、横瀬町が0.8キロ、皆野町、長瀬町合わせまして0.3キロ、小鹿野町が2.7キロでございます。平成30年度末の全体管路延長に対する石綿管の残存率は4.7%となります。今年度、石綿管が布設替えになる延長でございますが、3.7キロメートルを予定してございます。

以上でございます。

（「休憩」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時59分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 山中議員のご質問についてお答えさせていただきます。

決算書5ページにございます割賦購入償還金の決算額3億2,536万3,596円でございますが、浦山ダムの割賦償還金全額でございます。この部分の中の償還残高でございますが、今後支払い義務発生予定額は合計で7億4,579万8,000円でございます。令和3年度までに償還が完了する予定となっております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 山中議員のご質問にお答えします。

水道の未設置箇所でございますが、決算書の意見書の資料16、17ページをごらんください。審査資料ですね。

（何事か言う人あり）

加藤 猛水道局長 意見書の審査資料の16、17ページです。

（「意見書」と言う人あり）

加藤 猛水道局長 はい。

（何事か言う人あり）

加藤 猛水道局長 よろしいですか。16ページの上段の欄にございます普及率、大きく2つ分かれています。右側の17ページ、2段に99.2%の普及率になっております。平成30年度は99.2%。残りが区域内にあって加入していない人口ということで、どこが未設置かは把握しておりません。

以上です。

（「ちょっと休憩」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分



議長（宮原睦夫議員） 再開します。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 簡易水道は、会計として、もう公営企業会計にってしまったからないと見ているわけですよね。だけれども、皆野あたりはまだあるのではないですか。独立して水道、それは簡易水道としてやっているのではないのですか。ちょっと確認だけ。ないですか。はい、わかりました。町長がないと言っているそうです。とにかくそういうことできちんとしたね、全体を、0.8%の人が入っていないかどうかわからないなんて、そんな無責任なこと言わないでください。何のために広域化したのか、わからないではないですか。

（「そうだ」と言う人あり）

2番（山中 進議員） やっぱり100%が普通でしょう、通常であれば。余談ですけども、両神の奥のほうの1軒、あそこまだ自分で沢の水を引いてやっていると思うのですけれども。

（何事か言う人あり）

2番（山中 進議員） そういうところもあるのですよ。きちんとやっぱり広域にしたのだから、そのような対応として、ここ100%という数字を載せるべきですよ。違いますか。私が言っていること間違っていますか。

（「間違っていない」と言う人あり）

2番（山中 進議員） ぜひこの点についてはきちんと対応してください。

それから、有収率と石綿管の関係でちょっとお聞かせください。石綿管の例えば埋設している、漏水というのは一体どのようになっているのですか。あるか、ないかをお答えください。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 石綿管の漏水箇所についてお答えいたします。

現在、漏水調査業務を行っております。今年度は株式会社サンスイというところへ業務委託で漏水調査をお願いしておりますが、その調査では今のところ発見はされておりません。発見された時点で漏水修理を行うという状況でございます。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 3回目だから、これで終わりにしますね。今の答弁聞いていて、秩父市は48.7キロ残っているという、この現実。そして、これを耐震化、あるいは更新をするということになると、やっぱり莫大なお金がかかりますよ。1キロ1億円と言われているような時代ですからね。そうすると、48キロ、48億円かかるわけですよ、毎年やっても。そういうことからすると、一体全体この秩父市の置かれている現状について、どのようにこれから石綿管を耐震化するための工事を進めていくのか。

それから、今広域化して、いろんな事業をやっています。いろんな工事名も載っています。それが広域化して耐震化して、向こう50年間の計画でやるという話でしたけれども、その計画で言うと、秩父を初め小鹿野も横瀬も長瀬、皆野も同じような形で公平的にそうした耐震化だとか設備の改善、更新、こういうことを行うのかどうか。もうこれ、これ以上再質問できないから言いたいのですけども、そういうことを考えてやらないと、今傍聴に来ている人も話していましたが、秩父市にこれだけ残っている石綿管を更新するといったら、やっぱり一番予算食うではないですか。予算を使うわけではないですか。そうすると、秩父市のために広域化したようなものではないですか。そのために水道料金が上がってはかなわないというのが、残念ながら小鹿野町の人たちですよ、あるいは横瀬町の人たちですよ。

（「そうだ」と言う人あり）

**2番（山中 進議員）** そういうことのないように、やっぱりきちんとこれはやっていくべきだし、確認ですからいいですけども、石綿管は今でも国のほうで変えなさいというあれがある以上は、多少の補助金は出ていると思うんですけども、そういった事実があるようでしたら答えていただければいいと思いますけれども、そういう秩父市のために何か広域化して設備や施設を更新するというようにしか、私は感じられません。やっぱり横瀬や小鹿野や皆野町や長瀬町の人に大変心苦しい思いがするのですよ。そういうことも含めて、この有収率から言って、広域化したときには70%ですよ。たった8.6%しか向上していないのですよ。これが現実なのだから、現実をやっぱりいかに100%にするかということを考えれば、各それを保有している自治体の人々がきちんと責任持ってやるということが大事だと思います。そういうことで、もし今後の耐震化、あるいは更新、施設の整備について、広域化した自治体がどのように進めていくのか。責任持って答えてください、計画を。そのためにも広域化したわけでしょう、50年の計画で。

（「そうだ」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 工務課長。

（「管理者じゃないの、答弁は」と言う人あり）

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 山中議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、重要性と緊急性を考慮しまして布設替え工事、順位づけをして工事を行っております。必ずしも石綿管が、ほぼ上位には来ておりますが、最上位ではない箇所も中にはございます。これはご理解をいただきたいと存じます。

また、来年、再来年の計画でございますが、令和2年が2.4キロ、令和3年が4.1キロ、令和4年には4.8キロ、令和5年には2.5キロ、令和6年も2.5キロ、令和7年には5.9キロを整備していく計画はございます。残念ながら26キロ、令和7年末で残ってはしまうのですが、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（宮原睦夫議員） 副管理者。

（富田能成副管理者登壇）

富田能成副管理者 私のほうから1つだけ、先ほど2番議員のご質問の中で秩父市のために合併したのではないかというお話がありましたが、そこだけは周辺町の長として申し上げたいのですけれども、そういったことはございません。それぞれの町で、少なくとも私のところは自分の町にもメリットがある、そして秩父1市4町にとって共通のメリットがあるということで一緒にやるということになっています。そこだけははっきり申し上げておきたいと思ひまして、答弁をさせていただきます。

以上です。

（「計画は」「さっき言ったでしょう」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私の本意でない質問が今来ましたので答弁させていただきますけれども、これは秩父市のためにやっているわけでは全くございません。石綿管残っているのは確かに事実で、これはやはりいろいろな積み残しがあつたわけですよ、議員さんもお存じのとおり。それを一気に広域化で国から3分の1補助をいただいて、それとあと出資債ということで市で出して、市の分はその出資債でやっているわけですよ。市の分は市の分としてやっているわけですよ、町は町の分としてやっているわけですよ。それが料金にはね返るといふのは、大変不本意な発言だと思ひます。それは全く事実と反します。

（何事か言う人あり）

久喜邦康管理者 全くありません。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸ですが、2つほどお聞きしたいのですが、その前に今の管理者の発言に対して、まずもって有収率の話から少しさせてもらいます。今急に思いついた質問なのですが、有収率が78.幾つ、79弱なのですが、小鹿野町は80何%、90%近かった。小鹿野は、これは高いのに、秩父市は65%前後、年によって違うのですが、違うのですよ。よく小鹿野が一番悪かったという表現をされますけれども、そんなことはなくて、有収率がよいということは配管も傷んでいなかったということですよ。秩父市は、NHKで2回も漏水について放送されましたよね。山中議員が先ほど言ったのは、合っているかどうかは別にしても、そういう事実、有収率と実際に漏水の関係というのは公表されているわけですよ。とり方によれば、確かに山中議員が言うように秩父市のためだということも言えると思ひます。

なぜかといつたらもう一つ、小鹿野は有収率がよくて借金も少なかったのですね、一番少なかっ

た。横瀬が一番いいと言うけれども、横瀬は借金はしていたわけです。きのうもある首長に言われました。小鹿野は単独でできるのですか。できますよ。統合してみても初めてできますという自信を、私は今持っています、私は。そこで管理者にもう一度、今の話を聞いたから、言わなければ質問出なかったのですけれども、その実態があって統合したということを忘れないでほしいのですが。

それと、何回もできないのでまとめて質問させていただきますが、ページ数でいくと16ページの上から3分の1ぐらいになるのですが、先ほど浅見議員が質問した小鹿野浄水場の受変電設備の改修工事、これは改修と言いつつも入れかえだというのを私は感じていました。それはそれでいい。先ほどの答弁のとおり。ただ、これは8年から17年ぐらいの、機械及び装置の耐用年数が8年から17年ということで12ページに書いてありますけれども、小鹿野の浄水場は統合後約10年、約ですけれども、ということになっていますね、廃止することになっていますけれども、そうするとあと7年もうないわけです。仮に7年にしても、今の機械が本当に壊れて入れかえるのか、耐用年数で入れかえるのか、できる限り修理で直せなかったのかということをして1点。

もう一つ、23ページの小鹿野第1増圧場圧力タンクですね、これが2,430万円ということになっていまして、なから金額がはるわけですが、これもあと7年で廃止するとなれば本当に必要なかどうか、修理でできたのかどうか。耐用年数でもし配管等、全国の水道がやったらもうパンクするという事は、テレビ等で放送されていると思うのです。なるべく使えるものを使うしかないのではないかなと思うので伺うのですが、結局3点になりましたけれども、あとの2つはどなたでも結構ですが、最初の有収率の点については管理者から伺いたいと思います。

**議長（宮原睦夫議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 有収率に関しては確かにその数字というのは、私もその数字を把握しておりまして、ただ老朽管のことに對しましては確かにはねてはいなかったというのは事実だと思います。それなりに管理されているのではないかと思うのですが、いずれにしても一気にこれから来るという、老朽化が進んでおりますので、また浄水施設ということもございますので、それ一気に来るということで、それを見越して広域化という選択肢を町民は選んだのではないかなと、私は市から見て、そういう印象を持っておりました。ですから、一つの町の選択だとは思いますが、広域化ということが一歩決まった以上、あとその形で進めていくという形だというように私は認識しております。

**議長（宮原睦夫議員）** 小鹿野事務所長。

（高橋 豊小鹿野事務所長登壇）

**高橋 豊小鹿野事務所長** 小鹿野浄水場管内の工事ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

小鹿野町浄水場内の受変電設備の改修工事です。これは通称パスと言われているものの交換です。既に耐用年数は過ぎておりまして、廃棄する浄水場ということで、あと何年間かなので、もたせな

いものかということで使っておったのですが、点検管理をしております業者から、もう既に危ないぞという指摘をいただきました。そういった指摘の中で、危ないものを使っているということのほうで危険という判断で、今回改修工事をさせていただきます。

もう一点、23ページの小鹿野第1増圧場圧力タンクほか更新工事でございます。この第1増圧場につきましては、残る施設でございます。今後使っていかなければいけない施設でございますので、更新工事をいたしました。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** 今1回目で聞いたときに答えてほしかったのだけれども、耐用年数が過ぎているのであれば、何年ぐらい過ぎていましたと言っていたか分からないですね。そういうことは、再質問なく話を聞きたかったのだけれども、そういうことと本当に修理がきかなかったかどうか。業者はやっぱり商売だからすぐ入れたいというのは当たり前の話なのだ、これは。それ私もわかりますけれども、その辺が一番聞きたいポイントなのです。そういうことで再質問させていただきます。

**議長（宮原睦夫議員）** 小鹿野事務所長。

（高橋 豊小鹿野事務所長登壇）

**高橋 豊小鹿野事務所長** 大変失礼しました。耐用年数につきましては、いつ切れたかというのがわからなかったものですから、いいかげんな年度を言っただけだと思ひまして実は言わなかったのですが、後で確認をしまして連絡をさせていただきます。

それから、点検している業者にしてみれば直せというのが当然だというお話があったのですが、点検をしているのは関東電気保安協会というところが点検をしております。こちらの点検につきましては、点検の結果の中で、もうこれではもたないよということで、何とか修理でやる方法はないかということを探したわけですが、修理ではだめですよということで交換をなさよという指摘をいただきましたものですから、今回工事ということでやらせていただいたわけでございます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 岩田議員よろしいですか。

**15番（岩田和幸議員）** いいです。

**議長（宮原睦夫議員）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

15番、岩田和幸議員。

15番(岩田和幸議員) 反対討論、いいですか、反対なのです。いいですか。

(何事か言う人あり)

(15番 岩田和幸議員登壇)

15番(岩田和幸議員) 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。

これは今手元に理事会の議事録あるのですが、これをもとに反対討論しようと思ったのですが、その前にもう一つ、山中議員からの件で気づいたのですが、給水区域の率について100%にならないとあったのだけれども、本来であれば、先ほどわからないというような答弁したと思うのだけれども、わかっていなくてはおかしいのですね、当然。100%に多分ならないのです。

(「何で」と言う人あり)

15番(岩田和幸議員) 私が、山水飲んでます。その給水区域の中で何%かということだと思っておりますね。両神の小森の奥の人は、給水区域外だから入っていない。区域外だから。

(何事か言う人あり)

15番(岩田和幸議員) そういうことからすると、うちの耕地でも何件か。水道管は来ているのですよ。来ているのですよ、全部、メーターもついて。でも、とりあえず山水で間に合っているので使っていません。そういうのもあるということをお話しておきたいなと思ったので。ただ、これは把握しないということが問題だと思って、今この反対討論の中で述べさせてもらっているのですけれども。そういうことをきちんと答弁できないということは、やっぱり問題だと思います。全然わからないようなことでやっていることというように……

(何事か言う人あり)

15番(岩田和幸議員) 関係ない。

(何事か言う人あり)

15番(岩田和幸議員) 議長に許可得ているのだから黙ってください。議長、静粛にさせてください、議長。

議長(宮原睦夫議員) 続けてどうぞ。

15番(岩田和幸議員) それで、議事録を例に述べさせてもらいますけれども、きょうの一般質問の前置きで言ったように、住民から受け付けのほうで、一番末端のほうですね、水道局の、あれ組織になっていないということと、私は、逆にきょうお話ししましたが、この議事録、理事会のを見ると、とてもじゃないけれども、組織にはなっていたとしても機能を果たしていないということ。知

らない人もいると思うので、ちょっとだけ、2ページぐらいなのですけれども、はしょって読ませてくださいませけれども、これは去年11月2日の理事会の議事録です。平成30年11月2日金曜日の議事録。12ページからなのですけれども、森町長の発言なのですが、水道事業に関して、水道局には頑張ってくださいありがとうございます。特に小鹿野町につきましては、昨年度、出資債を抛出していなかったということで、本年度に多額の事業を投資していただきまして感謝しております。次が、ここからが大事なのですけれども、小鹿野町議会との関係で、本年5月の広域理事会で、町の議会で小鹿野浄水場の存続の決議が可決されたということで、広域の整備計画の見直しをする場合には、ぜひ議会の決議を尊重していただきたいというお願いをさせていただきました。

その後の動きですが、9月定例会で小鹿野浄水場の存続に関する一般質問がありまして、私の答弁では、理事として広域理事会で議会の決議を尊重してもらいたい旨をお願いしたことのお話をさせていただいたところであります。今回の理事会でも、繰り返しになって申しわけないのですが、水道局で整備計画の見直しがある場合は、ぜひ再検証というのか再検討をお願いしたいところであり、具体的には議会でよく出る話は、小鹿野浄水場を存続する場合とミューズパークの配水池から送水する場合のコスト比較をしてもらいたい。また、危機管理の面で仮に別所浄水場が壊れた場合には、小鹿野浄水場を存続させたほうが安全ではないかという話もいただきますので、併せて検証していただき、その結果を小鹿野町議会へ話したいと思っております。決議に賛成した議員もおりますので、慎重に対応をお願いできれば、理事としてお願いしたということでございます。これは森町長がお願いしたのですが、久喜管理者は、別所浄水場が壊れても橋立浄水場があるから、配水するので問題ないと思っております。こんなことはないはずなので。橋立浄水場の水をミューズパークへ持っていく話は全然ないし、つなぐ話ありません。いいかげんな話だと思っておりますよ。

次に、富田副管理者がこう言っていますね。わかりやすい形でコスト比較が可能であれば、資料を作成し、目に見える形にすることは意味があるのでは、水道局どうですかと聞いています。これに対して、加藤水道局長は、基本計画の作成の際は、コスト比較自体しておりませんと言っているのだ。今までは比較している、していると言いながら、していませんということを述べて、これもおかしい話なのです。

次に、富田副管理者は、明示できますかと。これを読むと、小鹿野の住民は富田副管理者を尊敬してしまうなと思っているのですが。

次に、加藤水道局長がですね、コンサル業務の中で委託して算出する方法しかないと思っておりますと言っているのです、この場合は、では、そうすればいいのではないかと私言いたいだけけれども。

次に、その後、今度、久喜管理者が、コスト比較して小鹿野浄水場を存続させるなら金がかかるのは目に見えているので、その数字を出せばよいのでは。水道局長が、出せる方法を検討してまいります。最初から出せる方法があるなら検討したらいいし、先ほど申し上げたようにコンサル業務の中で委託して算出する方法しかないと思っておりますというのなら、それ出してもらえばいいことです。

よ。その後、先ほどの出せる方法を検討してまいりますとなる。石木戸町長は、小鹿野浄水場はかなり老朽化していると聞いているが、存続する場合は新しくすることも含めてですねと……

議長（宮原睦夫議員） 岩田議員に申し上げますけれども……

15番（岩田和幸議員） 何ですか。

議長（宮原睦夫議員） 本議題の討論だけやってください。

15番（岩田和幸議員） 討論ですよ、これは。

議長（宮原睦夫議員） 討論ではないですよ。

15番（岩田和幸議員） 討論。これを引き合いに出しているだけであって、あと少しだから待ってください。あと少しだから。

（何事か言う人あり）

15番（岩田和幸議員） それで、石木戸町長……

（何事か言う人あり）

15番（岩田和幸議員） 小鹿野浄水場はかなり老朽化していると聞いているが、存続する場合は新しくすることも含めてですね。森町長は、当然改築でなく新築ですと。石木戸町長と書いてあるが、そうすると計画自体狂ってきてしまう。もともと小鹿野浄水場を廃止することになると。多少の労力で、はっきり見える数字で、見て判断してもらえる数字が明示できれば、資料にする意味はあると思いますと富田副管理者は言っていますね。

それから、あと二、三行ですが、小鹿野浄水場が存続することで毎年どの程度の金額がかかるかを示してください、これ管理者ですよ。ほかにございませんかで終わっています。

ただ、この内容を見ていても非常に不可解ですね。組織としての機能を果たしていない。管理者が言っているのに、出せる方法を検討してまいりますというのであれば、1カ月なり2カ月なり、先ほど言いましたけれども、ある程度期限を切って出せるはずですよ。理事会の議決を、議決といえますか、意見を今もって無視しているとしか言いようがないのですね。先日も水道局へ行って聞いたら、コンサル業務に委託してやっているので自分のほうではできませんという話なのです。私が言いたいのは、水道局職員も頑張っている人は当然いますよ。でも、組織としてなっていないと思うのですよ。そのような決算なのですが、決算認めるわけにはいかないということ。

以上で反対の討論とさせていただきます。

（何事か言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。



本案は原案のとおり利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長（宮原睦夫議員）** 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(小林幸一消防長登壇)

**小林幸一消防長** 議案第13号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年5月24日に公布されたことに伴い、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部改正を行うものでございます。改正内容は、令和元年10月1日から予定されております消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、危険物製造所等の設置許可申請に対する手数料の一部を改正するものでございます。

議案第13号参考資料の新旧対照表3ページをごらんいただきたいと思います。オにございます浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の3段目になります。危険物の最大貯蔵数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの及び5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの並びに10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの、この3つの区分につきまして手数料をそれぞれ1万円増額するという内容でございます。この条例改正は、令和元年10月1日から施行させていただきたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（宮原睦夫議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

**10番（浅見裕彦議員）** 今回の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の概要ということで、インターネットで調べてみました。今回の中の10月1日改正については、消防法の一部改正、それから火薬取締法の一部改正、高圧ガス保安法の一部改正、それから液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の関係というのがあります。秩父広域市町村圏組合の概要の中で共同事業を処理する事業の中で、この中では事務局からいただいた資料、5月1日の資

料ですが、8ページ、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例ということで、アとして火薬取締法の関係、それからイとして液化石油ガスの保安の確保、それからウとして高圧ガス保安法に基づく事務、こういうものがあります。今回の改正の中では、消防法の改正という形で出てきたのですが、このほかの点についての改正はあるか、ないか。ないとすれば、どうしてないのかということについての説明が1点であります。

2つ目ですが、今回消防法改正の中で浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所があります。管内で秩父消防が管理している、どの程度の事業所があって、これが該当するところはどこなのかについての説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

**議長（宮原睦夫議員）** 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** ご質問をいただきました今回の政令の改正では、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料が消防事務手数料条例に該当するものでございます。このほかの危険物取扱者試験は、消防法に基づき埼玉県知事が実施し、火薬取締法の試験並びに高圧ガス保安法の試験に関するものは、それぞれ火薬取締法及び高圧ガス保安法に基づきまして、経済産業大臣または都道府県知事が実施することとなっております。ですので、埼玉県手数料条例によって定められるということになります。

次に、管内で対象となります浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の該当はございません。

参考までですが、平成29年度の資料によりますと埼玉県でも該当となります施設はございませんが、全国的には浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所が2,156施設、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所は785施設という状況でございます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** よろしいですか。

**10番（浅見裕彦議員）** はい。

**議長（宮原睦夫議員）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長（宮原睦夫議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（宮原睦夫議員）** 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（宮原睦夫議員）** 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。今回の補正は、平成30年度事業の予算繰り越しに伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上及び大滝・荒川事務所の橋立浄水場移転等に伴う必要経費の計上のほか設備の故障、道路管理者の指示等により必要となった建設改良工事の追加計上、収入、支出見込み額の見直しを行うものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は、業務予定量のうち、(4)、主要な建設改良事業について補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、1,801万5,000円を増加するものでございまして、平成30年度決算に伴う建設改良費の予算繰り越しなどによる消費税及び地方消費税還付金増額分を補正するものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、237万4,000円を増額するものでございまして、大滝・荒川事務所の橋立浄水場移転に伴う必要経費、吉田地区巢掛ポンプ場に保管しているPCBの処理が本年度中に可能となりましたので、処理手数料を増額補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的支出、第1款第1項建設改良費でございますが、7,607万6,000円を増額するものでございまして、小鹿野町倉尾浄水場計装設備の故障に伴う設備更新のほか、道路管理者の指示により必要となった既設管の撤去に伴う建設改良費の増額分を補正するものでございます。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。1点だけ、今、最後に説明あった道路管理者の指示等により必要となった建設改良工事ということで、既設管の撤去工事ということで、たしか以前に県道とかの下にある水道管については、撤去するものは撤去するのだけれども、そのままでもいいものはそのままよくて撤去しないというような話があったような気がするのですが、今回の場合は、ちなみにこれどこの場所の道路管理者からの指示によるものでしょうか。

**議長（宮原睦夫議員）** 小鹿野事務所長。

（高橋 豊小鹿野事務所長登壇）

**高橋 豊小鹿野事務所長** 今の案件でございますが、小鹿野事務所の管内の案件ということで、私から答弁をさせていただきます。

道路管理者の指示ということですが、本年2月のこちらの第1回定例会の席で岩田和幸議員の一般質問の中から、それに対し加藤水道局長から、道路管理者からの指示、道路管理者からは撤去が望ましいと、今後は関係機関と協議してまいりたいとの答弁をさせていただいておるかと思えます。その後、3月の小鹿野町議会のやはり岩田和幸議員の一般質問の折、小鹿野町長から、道路管理者としては今後は協議していくのだというような旨の発言と、水道管について、使用しないであろう水道管については撤去していただくことになっていくであろうというような答弁がございました。そのため水道局としましても、ほかの自治体でも撤去するのが望ましいというような考え方であるというようなことの中から、今回当初予算に計上しておらなかった小鹿野町町道の24号線、それから9号線、そちらの配水管布設工事の関係にこの既設管の撤去費用を増額して補正をさせていただくというものが主な計上の内容となります。

以上でございます。

**議長（宮原睦夫議員）** よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（宮原睦夫議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(宮原睦夫議員)** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(宮原睦夫議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(宮原睦夫議員)** 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(宮原睦夫議員)** 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** では、最後の議案をご説明させていただきます。

議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてという内容で、本組合公平委員会委員であります山根益男さんにつきましては、本年7月31日で任期が満了となるため、新たに三上一郎さんを議会の同意をいただきまして選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして提案するものでございます。

三上一郎さんですが、秩父市野坂町1丁目13番19号にお住まいで、昭和19年4月17日生まれの満75歳でございます。現在、株式会社日新テクノの代表取締役会長の職につかれており、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止委員を歴任されております。地方公務員法に規定する公平委員会委員の選任基準であります人格が高潔で地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、人事行政に見識がある者に合致する方であると存じます。

なお、委員の任期ですが、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、本年8月1日から令和5年7月31日までとなります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ご同意賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号はこれを同意することに決しました。

#### ○閉会の宣告

議長（宮原睦夫議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時52分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月24日

議 長 宮 原 睦 夫

署名議員 山 中 進

署名議員 黒 澤 秀 之

署名議員 高 野 宏